

# 総務建設常任委員会

平成29年3月9日

葛城市議会

## 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年3月9日(木) 午前9時31分 開会  
午後3時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡 佐一郎
副委員長	西川 朗
委員	増田 順弘
〃	岡本 吉司
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩
〃	赤井 佐太郎
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	山本 英樹
〃	内野 悦子
〃	川村 優子
〃	吉村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	松山 善之
総合政策企画監	本田 知之
まちづくり統括技監	松倉 昌明
企画部長	米井 英規
人事課長	吉川 正人
〃 補佐	森井 敏英
企画政策課長	岩永 睦治
〃 補佐	高垣 倫浩
〃 補佐	村田 真也
情報推進課長	松村 昇道
総務部長	安川 誠
総務財政課長	米田 匡勝

〃	補佐	吉村浩尚
〃	補佐	木下雅敏
〃	補佐	内蔵清
生活安全課長		門口昌義
〃	補佐	植田和明
税務課長		吉村雅央
収納促進課長		西川嘉則
都市整備部長		土谷宏巖
都市整備部理事		
兼都市計画課長		木村喜哉
〃	補佐	小滝由美
〃	補佐	奥田雅彦
建設課長		河合忠尚
〃	補佐	西川勝也
〃	補佐	石橋和佳
〃	補佐	勝浪栄次
産業観光部長		池原博文
農林課長		芝浩文
商工観光課長		岸本俊博
〃	主幹	仲川早苗
会計管理者		下村喜代博

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	新澤明子

#### 7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第5号 相互救済事業の委託について
- 議第6号 葛城市個人情報保護条例等の一部を改正することについて
- 議第7号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第8号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第9号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第14号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について

#### 調査案件（所管事項の調査）

- (1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について

- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時31分

**朝岡委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。先週、週末は非常に暖かい日が続きまして、ようやく季節がかわるかなと思っておりましたけれども、ここへ来てまた北風が吹く寒い日が続いてございます。体調管理等、非常に難しい時期でございます。

いよいよ3月3日から始まりました本会議で、阿古市長の方から本委員会に多くの議案が付託されるということでございますので、一般会計の補正予算等、重要な案件がございます。委員の皆様には早朝から全員ご出席をいただきました。活発なご議論をいただきまして、適切にご判断をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日、委員外議員にご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。順不同でございますが、ご紹介します。川村議員、内野議員、山本議員、吉村議員でございます。

一般の傍聴について取扱いをお諮りいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室についても許可いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

**朝岡委員長** 発言をされる場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方については、マナーモードか電源をお切りいただくか、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入りたいと思ひます。初めに、議第5号、相互救済事業の委託についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** おはようございます。総務部の安川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議第5号、相互救済事業の委託についてをご説明申し上げます。

今回、この事業につきましては、災害による財産の損害に対する相互救済事業につきまして、下記のとおり委託したく、地方自治法第263条の2第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、事業名でございますが、火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業。委託先につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会。委託する財産につきましては、本市の所有、使用または管理する財産でございます。なお、委託に伴う経費につきましては、毎年度予算の定める範囲といたすものでございます。

葛城市の公共施設に係ります災害共済につきましては、建物につきまして、これまで一般財団法人全国自治協会に委託しておりましたが、合併から10年以上経過したことや、事業運営形態の変更などによりまして、平成29年3月31日をもって分担金基率の特例措置が廃止さ

れることに伴いまして、補償内容等、従前と差異の少ない公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託するため、議会にお願いするものでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 変更するということについては理解もしているわけでございますけども、この事業そのもの、相互救済事業というそのもので、過去、今日まで、これを利用したというんですか、これに基づいて損害金を得たというような実績といたしますか、受けたことがあるのかなのか、そこをお尋ねしておきたいと思えます。

**朝岡委員長** 米田総務財政課長。

**米田総務財政課長** ただいまの藤井本委員のご質問にお答えしたいと思います。

今、手元に詳細の資料はございませんが、実績といたしましてはございます。

以上です。

**朝岡委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 変更することに、これは特に問題はないというか、問題視しているわけではありませんが、どういうふうな形のときに適用されるのか。この事業そのものが皆さんわかっているのかどうか、私も余りわかっていないので、こういうときにもらいましたよというのは、後で結構ですので、この事業について教えてもらいたい。

**朝岡委員長** 実績でいいんですか。事業の中身というんじゃなくて。

(「事業の内容」の声あり)

**藤井本委員** そうそう。今まで受け取ったことがあると、こういうことですので、どういうケースのときにこれを受け取ったのか。

**朝岡委員長** 安川部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。事例的に私の記憶の範囲内でお答えさせていただきたいと思いますが、過去何年か前に中学校の方で投石とかありまして、窓ガラスが割れたケースがございます。そういった際にもこの保険を使用した事例が、その分だけでございますが、あるというのだけ報告をさせていただきたいと思えます。

**朝岡委員長** 詳細がわかれば、また後ほど。

ほかにこの件について質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市個人情報保護条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** 失礼いたします。総務部の安川でございます。

それでは、ただいま上程となっております議第6号、葛城市個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回、この条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行が平成29年5月30日となることに伴いまして、葛城市個人情報保護条例等に所要の改正を行うものでございます。なお、条例の施行日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日である平成29年5月30日でございます。

上記の改正法の概要につきましては、地方公共団体が条例の規定により独自に個人番号を利用する場合において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするといった内容でございます。

それでは、お手元の方にお配りさせていただいております新旧対照表の方をごらんいただきたいと思っております。

こちらの表でございますが、左側が改正前、右側が改正後となっております、赤字のアンダーラインの部分が改正部分といったまとめ方をさせていただいているものでございます。

まず、1ページの方でございますが、まず第1条でございます。個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、第21条の2第1項第1号についてでございます。

オの部分でございますが、「番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」につきまして、第21条の2第1項第1号の「第28条」を「第29条」に改めるものでございます。この改正につきましては、改正後の番号法に第26条の規定が新たに追加されたことに伴いまして、現行の番号法第26条以降の規定を繰り下げるものでございます。

次に、2ページの方をごらんいただきたいと思っております。葛城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

第2条の第6号についてでございます。(6)の情報提供等記録(番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう)についてでございますが、「第2項」の次に、「これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む」を加えるものでございます。この改正は、条例第2条第6号において定義されている情報提供等記録につ

きまして、番号法第26条を準用する第23条第1項及び第2項が含まれるように改めるといった内容でございます。

次に、第24条の2についてでございます。第24条の2、「実施機関は、訂正の請求について、請求する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする」。この部分につきまして、「情報提供者」の部分をもしくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者」に改める内容でございます。この改正につきましては、番号法第31条の規定に基づきます特定個人情報の保護に係る措置として、番号法第30条第1項に規定する行政機関の保有する特定個人情報の保護に関する法律の読み替え規定が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

続きまして、附則でございます。施行期日についての内容でございます。本条は、条例改正につきましては2条立てになっておりまして、第1条の施行につきましては、改正法の施行日と同日の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行日、つまり「平成29年5月30日から施行する」といった規定をいたすもので、第2条の施行につきましては、「公布の日から施行する」と規定するものでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 番号法に関する個人情報のことで、今ご提案あったわけですが、別の問題でちょっと聞かせてもらいたいのですが、この個人情報に係る問題については、私ども議員の情報の中にも、いろいろと資料の中に個人情報が存在しております。当然、職員の皆さん方はそういう事務取扱いのいろんな決まりの中で厳しく個人情報の管理を指導されているというふうに思うんですけども、私ども特別公務員ですか、公務員に準ずる者として、そういう指導というのは、私は議員になって3年半ですけども、それなりのご指導をいただく機会がなかったように思うんですね。資料の中に、例えて言えば、個人情報に係る部分を、若干マークを入れていただくとか、この分については取扱いに注意する必要がありますよと。具体的に言うと、番地と名前と、それで個人情報になるとか、いろいろと個人情報になるべき要素というのか、そういうのもあるというふうに私は前の会社のところでも聞いた覚えがあります。厳しく指導されておったので、こういう機会でございますので、議員皆さん方の個人情報取扱いに関して、何らかの資料なりご指導いただけたらありがたいなと。よろしく願いいたします。

**朝岡委員長** 総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。

ただいまのご質問でございますが、議員方の研修等もでございますので、議会事務局の方と、

またその辺は協議させていただいて、対応を検討させていただきたいと思います。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

次の議第7号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて及び議第8号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、以上2議案につきましては一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのような形で委員会運営をさせていただきます。

それでは、議第7号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて及び議第8号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての2議案を一括議題といたします。

本2議案について、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部長の米井でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま議題となりました議第7号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に公布されたことに伴いまして、介護を行う職員が時間外勤務の免除を請求することができる規定を設けるわけでございます。また、児童福祉法の改正が平成29年4月1日に施行することに伴う文言整理を行うわけでございます。附則といたしまして、施行期日は平成29年4月1日とするものでございます。

続きまして、議第8号でございます。葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

改正理由といたしましては、議第7号にてご説明申し上げたことと同様の理由により、育

児休業等に係る子の範囲拡大等の事項につきまして改正を行うわけでございます。まず、育児休業等に係る子の範囲を拡大するものでございます。また、非常勤職員の育児休業取得要件の任用継続の見込みが、「2歳」から「1歳6カ月」までに緩和となります。さらに、非常勤職員に対する介護時間の新設をするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきながらご説明を申し上げたいというふうに思います。

主な改正内容といたしましては、第2条第3号ア（イ）の全部改正でございます。本条では、育児休業することができる非常勤職員について定めており、現行、育児休業することができる非常勤職員の要件のうち、任用継続見込みを、「2歳」から「1歳6カ月」に緩和するものでございます。

第2条第3号イの一部改正でございます。条ずれ及び文言整理でございます。

2ページをお開きください。第2条2の新設でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業等の対象となる子の範囲に、民法の規定により、職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し現に監護している者、児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者が追加されたことに伴いまして、その他これらに準ずる者を条例で定めるものでございます。その他これらに準ずる者とは、「実の親の意に反するため、養子縁組里親で養子縁組を希望する者として児童を委託することはできず、養育里親として職員に児童福祉法第2条、第27条第1項第3号の規定によりまして委託されている児童」と規定するわけでございます。

改正前の第2条の2の一部改正でございます。略称規定の文言整理と条追加に伴い、第2条の3に繰り下げます。

改正前の第2条の3の改正でございます。条追加に伴い、第2条の4に繰り下げるものでございます。

4ページをお開きください。

第3条第1号の全部改正及び第2号の追加でございます。本条では、再度の育児休業をすることができる特別の事情を各号列記により規定しておるわけでございます。育児休業等の対象となる子の範囲が広がったことに伴い、改正前の第1号の規定を第1号と第2号に分けて規定するものでございます。

第1号では、「育児休業している職員が産前休暇の取得または出産により、育児休業の承認が失効した後、当該産前休暇及び出産に関する子が死亡または養子縁組等により職員と別居することになった場合」を規定しているわけでございます。

第2号では、「条例第5条の規定により、育児休業の承認が失効した後に、新たに職員が受けた育児休業に係る子が死亡または養子縁組等により別居した場合もしくは当該特別養子縁組が成立しなかった場合または養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による里親委託措置が解除された場合」と規定しているわけでございます。

また、第2号の追加に伴いまして、改正前の第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げるものでございます。

6ページをお開きください。

第10条第1号の全部改正及び第2号の追加でございます。本条では、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を各号列記により規定しています。改正内容につきましては、第3条の改正と同様の内容でございます。

第18条第2項の一部改正でございます。部分休業を承認できる時間につきまして、1日につき2時間から、介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じる規定を設けるものでございます。

第18条第3項の一部改正でございます。非常勤職員に係る部分休業の承認につきまして、前項と同様の規定を設けるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成29年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**朝岡委員長** それでは、ただいま説明を願いました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** これは地方公務員法、法律の改正に伴うものなので、この改正そのものについてはこれはこれでいいと思います。しかし、葛城市の実態というものについてお伺いさせていただきたいと思うんですけども、この育児休業等を拡大されていく。何人とられているのか、ここはいいとしても、例えば、とられたら、その部署の人員が減るわけですけど、その対応というものをどのようにされているのかということについてお伺いしておきたい。1名休まれた、その間はアルバイト職員を入れるとか、いやいや、それ以外の残った職員で頑張ってもらいます、どちらかの答えになるかと思うんですけど。そこでもっと波及してお伺いしておきたいんですけども、私の得る情報、入ってくる話によると、職員の残業についてですけども、1人減ったら残業もふえるわけですけど、この残業について、市として上限というか、指導として余り残業をふやしたらあかんよという意味でもあるかもわからないけども、何ぼ以上残業したらあかんよというある程度の基準を設けられているという話を耳にします。この実態を教えていただきたい。この2点お願いします。

**朝岡委員長** 吉川人事課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目の育児休業に係る職員の補充でございますけども、これにつきましては非常勤職員、いわゆるアルバイトを任用して補充を行っているところでございます。

次に、超過勤務、時間外勤務の限度というところでございますけども、毎年度、その年度の時間外勤務の方針というものを職員に対して示しているところでございまして、年度当初では年間200時間以内でおさめてもらうようにということをお願いをしているところでございますけども、なかなかそういうわけにはいかないという現状もございまして、年間最大360時間を限度として命令していただくようお願いをしているところでございます。

月の勤務時間が30時間を超える場合は所属部長。通常は所属課長が決裁する、命令をするわけでございますけども、月の時間数が30時間を超える場合は所属部長、45時間を超える場合は副市長、60時間を超える場合は市長まで決裁をもらうようにいたしまして、上限の管理

をしているところでございます。また、時間外勤務の縮減を図るようということで、毎週水曜日はノー残業デーを実施しているところでございます。実態といたしまして、200時間を超えている職員は相当数おるといっても把握しておりますし、現実には360時間、上限まで到達している職員もおるといっては把握しているところでございますけれども、職員のワークライフバランスという面もございまして、なるべく時間外勤務が少なく済むようということで、課内の職務の配置、配分、そういうところも考慮していただいて、なるべく職員に平均して時間外勤務に当たるようということでお願いしているところでございますが、なかなかそのようにはいかないという現実もございまして、そういう今の状況でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 話をこれ以上横道にそれるわけにはいかないですけど、今聞いていると残業の問題ですね、ここはもう少しお聞きしておきたいと思うんです。私もサラリーマン経験20年ほどありますから、残業するときは前もって、きょうは残業しますと、それを認めてもらう、こういうやり方です。ここの市役所内でどういうやり方をされているのかということをお聞きしておきたいのと、今、何時間以上は課長、何時間以上になると部長やと、何時間以上になると副市長と。これはやって上がってくるわけですね、何時間以上ということは。その全員を認めているのか、いやいや認めていないということになるのか、その辺を言える範囲で。個人的なものもございまして、方針としてお伺いしておく。とりあえずは市としては200時間内でおさめなさいよというのを指導している、これはわかります。でもそのようになっていない。時間を決めて段階的に決裁をされている。もし決裁しなければ、どうなるのですか。

**朝岡委員長** 吉川課長。

**吉川人事課長** 人事課の吉川でございます。

まず、1点目の命令に関しましては、毎日、終礼を行っていただきまして、その終礼の中で本日の残業、当日の残業の有無、それから何時間残業するか、どういう職務内容であるかという確認をしてもらった上で命令をしてもらっているところでございます。今おっしゃいました、時間数が超えると上部の部長なり副市長なり市長にもらってもらおうという件でございますけれども、基本的には命令自体は所属課長が命令することになっておりますので、命令段階では課長がある程度承認しているとは思いますが。その後、確認の段階で30時間を超えている場合もしくは45時間を超えている場合、それぞれ上部の決裁をいただいているという現実でございますので、現実的には多分、月をまとめて確認の上で上部の決裁をもらっているということになっているように思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 意見だけ述べておきたいというふうに思います。役所の仕事というのは私から見ても大変やと思います。電話でも時間構わずかかってくるし、また、身近なところの市民ということで一番身近なわけですから、大変やと思います。その残業の問題に触れて、ちょっと横道にそれましたが、これで職員の士気を落とさないように。残業をふやせというもの

でもございませんので、このところはお願いしておきたい。

終わります。

**朝岡委員長** ほかに、この件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第7号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** 失礼いたします。総務部の安川でございます。

ただいま上程の議第9号、葛城市税条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人市民税と軽自動車税に係る改正でございます。

それでは、お手元の新旧対照表をご参考にごらんいただきたいと思います。

それでは、1ページの方でございますが、最初に、葛城市税条例附則第6条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての規定でございます。平成30年度から平成34年度までの間、各年度の個人の市民税に限り、所得割の納税義

務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合におきまして、前年度中に健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っているときには、その超える部分の金額を総所得金額から控除する医療費控除の特例を設ける規定の追加でございます。

次に、附則第7条の3につきましては、住宅ローン減税の延長についての規定でございます。個人住民税における住宅借入金等特別控除額につきまして、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年から平成33年まで延長されるものでございます。そのため条文中の年限を、「平成41年」から「平成43年」に、また、「平成31年」を「平成33年」に、それぞれ改めるものでございます。

次に、1ページから3ページにかけての改正内容でございます。

附則第16条におきましては、軽自動車税の税率の特例についての規定でございます。軽自動車税のグリーン化特例の経過の延長につきまして、現行の措置を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、最初の車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものにつきまして、平成29年度分の軽自動車税においてのみ税率の軽減が適用されるものでございます。なお、第2項、第3項及び第4項につきまして、それぞれ条文中の文言を修正するものでございます。

また、施行日につきましては、公布の日からといたすものでございます。ただし、軽自動車税の特例につきましては平成29年4月1日から、医療費控除の特例につきましては平成30年1月1日からとなっております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

**朝岡委員長** それでは、ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 市税の特例ということで、経過措置ではありますが、それぞれの市税が軽減される。市民にとっては軽減されるということですが、市にとっては収入減、こういう結果になるのかなというふうに思います。それで、どれほどの市税の減少につながるのかという試算をされているのか、それぞれの今の3項目でしたっけ。わかる範囲で結構です。

**朝岡委員長** 吉村税務課長。

**吉村税務課長** 税務課の吉村でございます。ただいまの増田委員の質問についてお答えをさせていただきます。

今現在、申告期間中でございます。申告があつて初めて適用できる軽減特例というのもございますし、1つ目の特定一般用医薬品等購入費の場合の医療費控除の特例につきましては新たに新設されるものでございますので、影響額につきましては今現在想定しておりません。通常の医療費控除につきましても、所得の状況に応じまして控除の対象になる額が変動いたしますので、今現在この場でお答えする影響額としては持ち合わせておりません。

続きまして、住宅ローン減税につきましても、今申告期間中でございます。その整理がまだできておりませんので、所得税の申告で特例の対象になったもののうち、一定額を引きき

れなかったものというのが住民税で引かれるということになりますので、今現在精査中でございます。

それから、3点目の軽自動車税の税率の特例につきましては、平成28年度に1年間施行しておりますので、その際の影響額といたしましては、150万円程度と分析をしておるところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** わかりました。初めてのことなのでわからないということですけども、軽四に関しては150万円程度。これがまた継続といいますか、また伸びるよと、こういうふう理解したらいいですね。こういうものがどんどんどんいろいろな消費税対策になっているのかどうかよくわからないんですけども、減税措置をとられて、市民の負担を軽くするというふうなことかと思えます。ただ、阿古市長がいつもおっしゃられている、今後の市の財政にとっては響くような要素もふえてきておるといふことかなと思えますので、そういうことも含めて、今後のいろいろと節約をせなあかんというのが非常に伝わってくるような事例かなと。わからない分についても、わかったら教えていただきたい。よろしくお願いします。

**朝岡委員長** この件について、ほかに質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論がないようですので、討論も終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決につきましてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされてございます。本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明を申し上げます。

それでは、議案書の1ページの方をごらんいただきたいと思えます。

全体といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億6,433万1,000円を減

額いたし、補正後の総額を歳入歳出それぞれ162億824万9,000円といたすものでございます。

続く第2条では繰越明許費を、また第3条におきましては地方債の補正をそれぞれお願いいたすものでございます。

なお、これより当委員会に付託されております部分についてご説明を申し上げたいと思います。

それでは、補正予算書の7ページの方をごらんいただきたいと思います。繰越明許費についてでございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰越して使用することができる費用についてでございます。

初めに、第2款総務費でございますが、3項目あるうちの新地方公会計制度導入支援事業を含む2事業、また、その次の地方創生拠点整備交付金事業がこれでございます。

さらに、第5款農林商工費におきましては、農畜産物処理加工施設トイレ改修事業を含む4事業、続く第6款土木費では、道路新設改良事業を含む9事業、第7款消費費では、地域防災計画見直し業務の以上16事業が繰越事業となっております、総額としまして7億2,783万8,000円となっております。

続きまして、8ページの方をごらんいただきたいと思います。

第3表、地方債補正でございます。まず、1の追加でございます。起債の目的につきましては、地方創生拠点整備交付金事業の限度額を2,760万円に、また小学校施設整備事業の限度額を1億4,740万円と、それぞれ追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

次の2、変更についてでございます。合併特例債におきましては、補正後の限度額を7億8,620万円に、次の防災行政無線整備事業では、補正後1,500万円に、社会福祉施設整備事業では、補正後330万円に、社会資本整備総合交付金事業では、補正後2億4,520万円に、地域循環型社会形成推進事業では、補正後1,670万円に、団体営土地改良事業では、補正後2,420万円にそれぞれ変更するもので、合計6事業で9億2,370万円を減額し、合計額10億9,060万円に変更いたすものでございます。

それでは、続きまして、事項別明細書16ページの方をごらんいただきたいと思います。

歳出についてでございます。

1款議会費、1項1目議会費でございます。補正額165万円の減額で、旅費では130万円の減額、需用費では35万円の減額となっております。

次の2款総務費、1項1目一般管理費でございます。2,775万7,000円の追加、13節の委託料では500万4,000円の減額、19節負担金補助及び交付金では3,276万1,000円の追加で、退職手当特別負担金に係るものでございます。

続く2目文書広報費では450万円の減額で、需用費に係るものでございます。4目財産管理費では477万円の減額で、需用費におきましては100万円の減額、委託につきましては377万円の減額でございます。5目電子計算費につきましては247万円の減額で、電算委託料に係るものでございます。6目地域情報化推進費では260万円の減額で、イントラネットシステム賃借料に係るものでございます。7目交通安全対策費におきましては600万円の減額で

ございます。8目自治振興費におきましては327万3,000円の減額でございます。9目企画費におきましては1,324万8,000円の減額で、需用費におきましては30万円の減額、委託料につきましては1,294万8,000円の減額となっております。続く11目防災行政無線管理費でございます。9億9,770万円の減額で、工事請負に係るものでございます。次の12目地方創生推進交付金事業費でございます。100万円の減額で、委託料に係るものでございます。14目地方創生拠点整備交付金事業費でございます。7,763万円の追加でございます。委託費におきましては1,580万円、工事請負費につきましては6,120万円、備品購入費につきましては63万円、それぞれの追加でございます。

続く2項徴税費、1目税務総務費でございます。470万円の減額で、委託料の減額でございます。2目賦課徴収費でございます。378万1,000円の減額で、委託料に係るものでございます。主なものといたしまして、固定資産標準宅地鑑定評価業務委託料が190万円の減額となっております。

ページをめくっていただきまして、18ページの中段でございます。

2款の5項選挙費でございます。3目参議院選挙費でございます。435万3,000円の減額でございます。1節の報酬から18節の備品購入費についてでございます。選挙執行に伴います不用額の減額でございます。

19ページに移りまして、4目の市長及び市議会議員補欠選挙費でございます。1,381万円の減額で、1節の報酬から19節負担金補助及び交付金についての各減額で、選挙の執行に伴う減額でございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと思っております。24ページの中段でございます。

5款農林商工費、1項3目農業振興費についてでございます。734万円の減額で、負担金補助及び交付金についてでございます。主なものといたしまして、経営体育成交付金事業補助金で273万円の減額、新規就農者確保事業補助金で300万円の減額でございます。次の10目団体営土地改良事業費でございます。1,600万円の追加でございます。委託料で1,000万円、工事請負費で600万円のそれぞれ追加でございます。

25ページに移りまして、2項1目林業振興費でございます。40万円の減額で、需用費に係るものでございます。

次の3項1目商工振興費でございます。36万3,000円の減額で、負担金補助及び交付金に係るものでございます。2目観光費でございます。2,628万1,000円の減額で、7節賃金から17節公有財産購入費までの内容となっております。主なものといたしまして、工事請負費で338万7,000円の減額、公有財産購入費で1,500万円の減額でございます。

続く6款土木費、2項3目尺土駅前周辺整備事業費では、補正額としてはゼロとなっておりますが、内訳の中で工事請負費におきましては1億210万円の増額、逆に公有財産購入費では5,340万円の減額、補償補てん及び賠償金におきましては4,870万円の減額となっております。

ページをめくっていただきまして、26ページをごらんいただきたいと思っております。

4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。6,490万円の減額で、公有財産購入費及び補

償補てん及び賠償金の費用の減額でございます。続く5目地域活性化事業費では1億4,000万円の追加で、工事請負費に係る分でございます。

次の5項住宅費でございます。1目住宅管理費では1,130万円の減額で、委託料及び工事請負費に係る減額でございます。

27ページに移りまして、7款でございます。消防費、1項1目広域消防費では73万4,000円の減額でございます。2目非常備消防費では303万9,000円の減額で、報償費並びに備品購入に係る減額の費用でございます。4目災害対策費でございます。711万1,000円の減額で、需用費並びに委託料に係るそれぞれの減額でございます。

29ページをお願いいたしたいと思います。

下段の方にかかりますが、10款公債費、1項2目利子でございます。20万円の増額で、一時借入金の利子に係るものでございます。

次、30ページをごらんいただきたいと思います。

下段でございます。10目基金費についてでございます。ふるさと創生基金に係る分で80万円の減額となっております。

次の31ページでございます。補正予算給与費明細書でございます。

特別職に係ります補正でございます。比較欄のその他欄で、人数で131人の減、報償費といたしまして184万7,000円の減額となっております。

続く32ページにおきましては、一般職の補正でございます。比較欄をごらんいただきたいと思いますが、一番下段の職員手当の方で275万7,000円の減額となっております。

9ページに戻っていただきたいと思います。

次は歳入にかかります。

1款市税でございます。1項1目個人におきましては3,000万円の増額、続く2目法人に当たりましては2,500万円のそれぞれ増額となっております。

2項1目固定資産税につきましては4,550万円の増額で、土地につきましては600万円、家屋につきましては1,550万円、償却資産につきましては2,400万円の内訳でございます。

続く3項1目軽自動車税につきましては540万円の増額でございます。

4項1目市たばこ税でございます。1,000万円の増額でございます。

8款地方特例交付金、1項1目でございます。補正額151万6,000円の増額で、額の確定に伴うものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

9款地方交付税、1項1目地方交付税といたしましては2,417万3,000円の増額で、普通地方交付税につきましては3,665万6,000円の増額、また特別地方交付税につきましては1,248万3,000円の減額でございます。

続く11款分担金及び負担金のところで1項1目農林商工費分担金につきましては130万円の増額で、土地改良事業分担金でございます。

11ページの方に移っていただきます。

13款国庫支出金でございます。2項1目総務費国庫補助金でございます。そのうち1節総務管理費補助金でございます。1,841万6,000円の増額。内訳につきましては、右の地方創生推進交付金で100万円の減額等々となっておりますところでございます。次に4目に移ります。農林商工費国庫補助金でございます。195万8,000円の減額でございます。

続く5目土木費国庫補助金におきましては3,795万円の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、12ページでございます。

14款県支出金、2項県補助金の次の13ページに移りまして4目でございます。農林商工費県補助金でございます。66万9,000円の増額で、1節の農業費補助金では887万円の増額、2節の林業費補助金では20万円の減額、3節の商工費補助金では800万1,000円の減額と、それぞれとなっておりますものでございます。続く6目消防費県補助金におきましては32万円の増額でございます。

次に、14款県支出金、3項1目総務費県委託金では、減額の92万3,000円となっております。2節におきましては税務費委託金で387万5,000円の増額、5節の選挙費委託金におきましては479万8,000円の減額となっております。

ページかわりまして、14ページをごらんいただきたいと思っております。

16款寄附金でございます。1項1目一般寄附金におきましては1,140万円の増額でございます。3目のふるさと応援寄附金につきましては800万円の減額でございます。

款がかわりまして、17款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金につきましては1億333万9,000円の減額となっております。

続く19款諸収入、3項4目雑入でございます。雑入のうち右の欄の消防団員退職報償金収入、減額の147万1,000円が本委員会の部分でございます。

最後に20款でございます。市債でございます。1目総務債におきましては減額の9億9,520万円でございます。続く2目民生債におきましては320万円の減額、3目土木債につきましては9,900万円の増額、それと4目教育債につきましては1億4,740万円の増額、7目衛生債におきましては270万円の減額、8目農林商工債につきましては600万円の増額。

以上で、本予算につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく賜りたいと思っております。

**朝岡委員長** ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時53分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決につきまして、先ほどこの内容について提案の説明がございました。この件について本案に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

下村委員。

**下村委員** ページ数で言いますと歳出の方の17ページの企画費なんですけれども、空き家対策事業委

託料ということで、去年でしたか、葛城市内の空き家を調査するというので私も聞いておったわけなんですけれども、これ全て減額になっていると思うんですけれども、この事業というのは全国的にやられるような市が多いわけで、今言いましたように、空き家を調査して、それを再利用できるかどうかということも検討課題、また、非常に地震対策で危険な空き家もあるというようなことで、調査をするべきというようなことで私は記憶しているんですけれども、なぜこれが。恐らくこれは中止されると思うんですけれども、ちょっとそのところ詳しくお聞きしたいと思います。

**朝岡委員長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 総合政策企画監の本田でございます。ただいまの下村委員からのご質問について回答させていただきます。

こちらの空き家対策事業委託料につきましては、この11節の需用費の印刷製本費も含めて空き家対策事業としまして、平成28年度6月補正で計上させていただいたかと思っております。6月補正で説明させていただいていた内容といたしましては、委員の方から発言ありましてとおり、葛城市内の空き家の調査を踏まえまして空き家対策の計画を策定するというものについて予算計上させていただいております。この予算の執行に当たりまして、国土交通省の補助等をいただきながら、国費を活用して実行するというのを計画して、国交省の方に補助を申請してございまして調整をしておりましたけれども、あいにく補助が認められなかったということで、入とともに出も全額減額の補正をさせていただいているところでございます。

ただ、この予算、空き家対策の計画をつくるに当たり、机上で検討できるような水道のデータ等をもとにした簡易な調査等をさせていただいている中で、やはり市内にも一定の空き家数があること、また、今年度中もいろんな大字の区長の方から空き家に対する要望が寄せられているというのは把握しておりますので、この空き家対策についてはしっかり検討していく必要があると思っております。その中で、国費についても調整する中で、次年度以降とかで国費が獲得できるようであれば、しっかり計画、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 下村委員。

**下村委員** 今聞いておりますと、国からの補助が全く出なくなったということで、まず第1番目に現在は中止をしようということですね。わかりました。それでなくても、補助が出なくても、今後、市の方で単独といいますか、空き家の調査といいますか、そういうのは継続していきたいということですね。でないと、私も目にするところがあるんですけれども、非常に危険な空き家もございまして、また、放火ということはないんですけれども、延焼する場合がありますので、そのところは市の方で前向きの方で進めていただきたいと思います。

以上です。

**朝岡委員長** 今後の事業の予定というような感じの答弁をお願いします。

本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 今、委員からご指摘ございましたように、市の空き家対策について、こちらに

ついてはしっかりやっていく必要があると思っております。ただ、一方で、市の中でなかなか体制づくり等が十分でないという部分もありますので、そういったところからも含めてしっかり検討を行った上で、必要な経費については予算計上して、皆様にご説明させていただいた上で実行させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、質問してまいりたいと思います。まず、歳出の16ページ、総務費の一般管理費の中で委託料ですね。人材育成強化業務委託料、これは当初から予算計上されてるわけやけど、未執行というような形になっておる。なぜこういう状態になるのかということですね。

それから19節の負担金で、退職手当特別負担金3,200万円、大きな金額が出てるわけやけども、当初予算ではたしか11人の退職者を見込んでおると聞いてったわけやけど、かなりの金額があるということは、人数が更にふえたという解釈になるやろうと思うわけやけど、その内容。

それから7目の交通安全対策委託料600万円、これも当初650万円で予算組みされた。600万円減額していると。なぜ減額されているのか。たしか、余り場所を言うたらいかんのかしらんけども、通学路の整備をするという形で予算計上されたというふうに私は聞いてるわけやけども、なぜ変更になったのかということですね。

**朝岡委員長** 人材育成と退職金と今の委託料ですね。

吉川人事課長。

**吉川人事課長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の人材育成強化業務委託料の件でございます。本業務委託につきましては、リコージャパン株式会社との連携協力に関する協定に基づきまして、その協力のもと、職員向けのアンケートを実施いたしました。そうしたところ、市役所において業務を行うに当たりまして、施政の方針や方向性が職員間で十分に理解共有されていないなどの問題があることがわかりまして、そうした結果を踏まえまして、民間企業のノウハウを活用した人材育成を通じて職員の意識改革や幹部職員及び管理職のスキルアップを図ることを目的として、本年度、平成28年度の当初予算にその経費を計上させていただいたところでございます。しかし、想定しておりました委託業務の内容を実施するに当たりましては、その手法はさまざまなものがあるとともに、業務の成果を具体的に検証することがなかなか困難であることから、業務委託という方法での実施には適さないと判断をいたしまして、本年度での執行は行わないことといたしまして、今回、補正による減額をするものでございます。

次に、退職手当の特別負担金の件でございますが、当初予算4,897万4,000円計上しておりました。これにつきましては、本年度末で定年退職される方の11名分を計上しておったところでございますが、今年度末、それに追加しまして勸奨退職が5人、自己都合退職が3人ございますが、そのうちの1人分、それから給与改定等による増額分といたしまして、今回の3,276万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 河合建設課長。

**河合建設課長** それでは、ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、この路線についてなんですけれども、これは勝根・西代線バイパス工事ということで、委託の中止理由なんですけれども、まず場所的には勝根のコンビニから西向きの道でございます。先ほどもおっしゃっているように通学路に指定されている道でございます。この道の交通量が多いために、交通量の軽減を行うために、北側、勝根・西代バイパス線、香芝との境にできている道なんですけれども、途中で終わっている道なんですけれども、そのバイパス線の終点から勝根・西代、村の中を連結して車の通行量の軽減を図る予定でございましたが、平成27年度の時点で地元から地権者全員の同意を得ているということで事業計画を行いまして、平成28年度9月に入札を行いまして測量設計を実施し、それから地元にいよいよ入るという時点で区長に説明をさせてもらいまして、区長から地権者に再度、測量に入るということを説明してもらったところ、1地権者の方がそれは聞いていないと、協力しないということで、その後、再度何回か交渉を重ねさせてもらったんですけれども、その地権者の理解を得られませんでした。再度、区長と地元協議を重ねた結果、やむなく事業中止となりまして、今回の600万円の減額の補正となったのが原因でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、吉川課長から説明いただきました。人材育成、リコージャパンとの委託契約を結ぶ予定であったが、結局は委託契約は結んでないわけやな。それと、一応アンケートをとったということやね。だから、その辺で予算計上されるときに、やっぱりいろんなことを考えながらされていると思うわけや。何も私、偉そうに言うてるんでも何でもないわけやけども、当初からこういう計画があるということを予算計上した以上は、全部使えというのと違って、その計画が変更になったこともあるわけやけど、やっぱりできるだけ予算計上したら、それに沿ったような形で執行するようお願いしたいというふうに思います。

それと、退職金の関係やけど、当初11人であったけど、それから8人がふえたということ。ということは19人になったということになるわけ。この原因は何やと聞いたら言い方悪いかわからんけど、何でこれだけ自己都合とか出てくるのか、ちょっとよく理解できないので、言える範囲内で、大体どんな理由があるのか教えてもらいたい。毎年、自己都合にしろ退職されていく、恐らくこの中でこれだけの退職手当の特別負担金が補正されるということは、採用されて5年、10年の人ではないと思う。20年以上の、中堅というか管理職に手が届く人とか、例えば管理職になってる人とか、そんな人が途中でやめていく。今まででもほとんどそういうことでやめていった。前から言うように、働きやすい職場環境とは何やねんと。そらいじめもあるかもわからん。そやけども、各課の中というのは1つの家族やから、支え合っていくとか、そういうふうな形をお互いにやっていかないと、毎年毎年、退職者がこれだけやめていったら、後に残った者もたまらんやろうと思うので、その辺がどうなってるか教えてほしい。

それから、交通安全対策事業。今、課長から聞いたわけやけども、地元で合意しているの  
でいけますという話あった。ところが急になってあきませんでしたと。これ補助事業やろ  
う。補助事業の考え方やけども、予算に上げるということは、100%補助金をもらえるとい  
う前提で予算計上している事業やと思う。そんな大事な事業が、やっていこうと思ったら、  
4月から始まるねから、交渉というのはそのときからしていかなあかん。10月や11月からや  
って、あきませんでしたとはいかへん。そやから、事業というのはきちっと計画を立ててや  
っていつてるわけやから、できるだけスムーズな形でやってもらいたい。

それと、この補助金が社会資本に回るとる。せっかくいただいた補助金やから返したらあ  
かん、これもわからんこともないわけやけども。社会資本整備事業に回って、この補助金使  
えるということやねんな。これ自信あるわけやな。

**朝岡委員長** 吉川人事課長。

**吉川人事課長** まず、1点目の人材育成強化業務につきましては、委員お話しされていますとおり、  
当然ながら執行すべきであったと思いますけども、なかなかこういう委託業務というのには  
なじまなかったということで、今後、当初予算に上げるに当たりましては、もっと精査をし  
て計上させていただくとともに、この業務についてはまた今後、手法を変えまして、研修等  
で実施していきたいというふうに考えております。

次、2点目の退職の件でございますけども、勸奨退職者5名おりますけども、これの平均  
勤続年数は34年余りでございまして、自己都合の3名の退職者につきましては10年余りとい  
うことで、年数を重ねてやめられる方もおられますし、自己都合の方では1年でやめられる  
方も中にはおられます。それぞれ家庭の事情でありますとか、結婚して遠いところに行かれ  
るとか、いろいろな事情がございまして、一概にこういう理由で皆がやめていくというふう  
な事情ではないというふうに考えているところでございますけども、なかなか健康面とか、  
行政を行うに当たりまして、社会環境が複雑になってきている面もありまして、しんどい  
というところ辺もあるかなというふうには思っているんですけども。そういうことで、先ほど  
おっしゃいましたように、課の人員は皆家族やというふうな意識を持てるように、職場環境  
を整えていければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 3回目ということで、答えはもらえないわけやけど、人材育成の関係、今後もやってみる  
ということやから、ええことやと思う。それとリコーとか凸版印刷から人材派遣で来てもら  
っていたけど、どれだけの成果が出てきたのか。回答もらうのは後で結構ですので、それを  
聞くの忘れてました。これだけ各会社から大きな金を突っ込んで、派遣してもらっている  
ので、どれだけ職員に対して、いろんな事務的なことから、成果があったのか後で聞かせても  
らいたい。

それと退職者、それは私の質問が難しいのかわからんけども、課長もなかなかそれは難し  
い答えやったと思う。しかし、34年も勤務してということは、定年2、3年前の人も5人い  
るということになる。それがちょっと問題や。そやから、今、課長おっしゃったように結婚

したとか、そんなときは仕方がないけど、それは表向きの話であって、中身はそうでないやろう。やっぱり34年も勤務した人が、「私やめます」ということは、なかなか決断も難しかったやろうと思う。やっぱりさっきも言ったように、1つの家族という考え方の中で、例えば、仕事についていけないと言うたら失礼かわからんけども、例えばそんな人がいても、みんな支え合っていく、そういうことで、ひとつ今後やってほしいと思う。こういう退職者が出ないような対策をしてもらいたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 民間企業との職員の成果とおっしゃっているので、今わかるのであれば、答弁していただいたら結構です。

**岡本委員** 後で結構です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 補正予算書の全体を見たときに、三角のマークが非常に多い。これはある意味しっかりといろいろと精査して、問題のあるものを節約といいますか、年度末に向けての執行残であったり、いろんな理由でこういう三角のマークが多く並んでいるのかなど。以前のこの時期の補正予算書と比べて多いかなというふうに思います。これ誰が答えていただくのかは別として、多いように思うのが勘違いなのかどうなのかということと、多い理由、その辺のところを全般としてお聞きしたい。

もう一つは具体的なところで、先ほど岡本委員からもおっしゃっておられた関連のところかと思いますが、17ページ、総務管理費の12目地方創生推進交付金事業、13節の委託料ですね。葛城ブランド認証システム構築調査委託料、マイナスの100万円。私はこれ、一般質問で言おうかなと思っていて、時間切れでできなかった。この事業については、皆さん方も重々ご承知いただいていると思いますけれども、葛城市のいろんな農産物であったり加工品であったり、そういうものに市のお墨付をつけてあげようと、こういうふうな事業であったかなと思うんですけど、その減額理由をお聞きしたい、2点伺います。

**朝岡委員長** 安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。ただいまご質問されました全体の予算の減額等の状況でございます。

特に過年度分と比較した状況は把握しかねるところがありますが、今回の補正につきましては、まず1つは各課が年度末を迎え、決算見込み的なもので見込んだ中で、不用額が出たもの、あるいは契約に伴う差金、あるいは一部未執行等々の状況によるものが今回計上されたものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問いただきました葛城市ブランド認証システム構築調査委託料100万円の減でございます。この事業は、当初予算におきまして地方創生推進交付金事業予定といたしまして計上させていただいておりましたが、今年度の地方創生事業として採択されなかったこ

とにより、減額させていただくものであります。しかし、本市の農業の活性化におきまして地域ブランドを構築することは必要不可欠であり、本市の農産物を他の産地と差別化できる競争力の強い農産物とするためにも、地域ブランドの形成を軸にした付加価値の高い農業経営ができる体制づくりを、国の事業を鑑みながら今後も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** 全体のマイナスは、各課が決算の見通し並びに契約差金と。正直に言っていただいて結構かと思うんですけども。

市長にお聞きしようか。いろいろと各課でしっかりと内容を精査して、決算見通しはどうか、しっかりと精査しろと言った結果というふうには私は臆測で物言うてますけど、そうじゃないのかどうか。意識してしっかりと頑張らなアカんと、みんなが市長のそういう思いを受けて、圧縮財政ムードに入っただけしているのかなと。いいことを言うてるんですよ、いい方向、いい解釈をしているので、そういうふうには返答いただいたらありがたい。

それから、ブランド認証の件は、これは不採択ですか、採択ですか。もう一回聞きますよ。うそを言わないでください。

**朝岡委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 地域ブランドの件でございます。地方創生の申請する時点におきまして、市長の方と協議した結果におきまして、今年度の地方創生の中では申請を見送ったという形になっております。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** ブランド化の方は私自身じゃなくて、前市長の判断の中でそういう形で不採択になったので、もうしないということやということなので。予算については、全体を通じまして減額補正が入るというのは、実際に決算に向けまして、契約の差金ですとか事務的な経費の中で余るであろうという中での減額がほとんどでございます。その中でも防災無線等、次年度に送りましたので、約10億円近い金額を送ったりとかいう事業については本来、補正予算としては12月等に大きな補正金額を入れるべきではなかったんですけども、その時点では上げなくて、今回いろいろな補助金の兼ね合いもありまして、年度末になりまして増額補正、新たな事業の補正を入れさせていただいている部分、それと精査した中で、本来予算計上していたんですけども、地元との協議の中でこれはどうしてもできなかつた。私が決裁する以前に決裁された事業で入っているもので、正直なこと言って、事業途中においても地元との協議の中で問題になった事業もございまして。そういうふうなものの減額も含めて、いろいろさまざまなパターンで加わった予算であると思えます。

市長に就任してから3カ月、4カ月、わずかな期間でありましたけども、最大限、事業の精査をさせていただいたということは事実なんですけども、その部分も増額、減額の中で加味されているとご理解いただければと思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** そういうことなんですよ。市長の精査の結果、こういうふう非常に見通しが当初よりも減額されたということで、私はいい傾向かと、皆さん方がそういう意識を高めていただく、いいことだというふうに思います。

ブランド化について、もう少し。これ以外にも今取りやめた事例というのがいろいろと、これはよく考えたらという市長の判断等で取り下げられた予算というのはほかにもあるのかなど、あるような気がします。地方自治法第138条の2、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理及び執行する義務を負う」、こういう規定がございます。私は先ほど池原部長が申されたように、若干、市長のお声もございましたけども、やめていないと。更にいい方法を模索していただいているというふうに解釈をしております。ほかの案件でもいろいろと、「これ何で」と聞いたときに、「もっといい方法を考えているんだ」ということをお聞かせ願っています。それであれば、今この第138条の2のことをとやかく言うつもりはございませんけども、もっといい方法があるということ、議決した議員の方にもご提案といいますかご説明をしていただけることが賢明かなど。そういう予算を組んであるが、実はこういうことでこうしたいねんと、こういうふうなやりとりもあつてしかるべき。そういうことをしていただきたいという思いです。これで3回目ですので言いつ放しですね。そういうことをお願いしておきます。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** これ多分、一般質問のときも同じ議論を一部させていただいたかと思うんです。それで今回のブランド認証システム等、これは前任者の思いの中で計上されたんですけども、残念ながら採択されなくて、補助がつかないということで、みずから取り下げられた事業でございますので、その件につきまして、その事業が必要であるかどうかというのは、私は述べていいのかどうか非常に微妙かなとは思いますが、公約どおりさせていただきたいなと思っています。農業振興というのは私、力を入れていかないといけない分野だと思っておりますのでね。そやから、どういう形にしろ、農業に関する部分の検討も重ねていきたいなと思います。ですから、新年度予算において、私が市長になって3カ月、4カ月で反映するというのはなかなか難しかったんですけども、さらに次年度予算の中でいろいろな部分で反映していきたいなという思いでございます。

それと、予算計上したからという話があるんですけども、例えば工事に関しましては、全ての工事を積算してやっているわけでもないんですね。それからかなり追加されて、年度中でその予算の範囲の中で追加された事業もいろいろあったように思います。その中で残念ながら執行には至らない。当然、執行権者がかわりましたので、そのときの執行するかしないかというのは予算の範囲内で精査をさせていただいたという経緯はございます。それが議決権どうのこうのという話になりますと、予算編成権は行政サイドが持っております。それと議決権、その予算を認めるか認めないかという権利は当然のことながら議会が持っておられます。さらにその予算を執行する権利というのは行政が持っております。ですから、その執

行権者がかわったことによって、それが執行されるかされないかという判断は当然、私の方にございますので、そのことについて何ら違法性はない、当然の手續の中でさせていただいているということをございます。

今回は補正の中で減額が非常に目立つとおっしゃいましたけども、全体の事業費としては、6億6,000万円の減額でございますが、そのうちの約10億円に近い部分が防災無線の減額になっております。ですから、減額部分を差し引いて、通常の契約差金と各課の執行残の部分の減額はしておりますが、決してマイナスの大きな減額の金額になっていないというのが、私としてはちょっと残念なところではございます。本来でしたら当初予算に組み入れられるべきものが組み入れられなくて、選挙が終わった後に組み入れられる予定であったものが含まれております。金額的には非常に大きなものがありました。その中で防災無線だけを単純に抜いて取り上げますと6億6,000万円の減額ではなくて、3億3,000万円の増額となる。次年度に送りましたからね。そういう考え方が成り立つと思います。

財政等について、正直、私は厳しい感覚を持っております。一般質問等でもございましたが、例年のこの時期に進度的に見ますと、総務部長が申しましたように、6億円、7億円、8億円ぐらい進捗としては厳しい進捗になっております。この時期の段階としては、決算予定としては基金取り崩し、当初14億円を見込んでおりますが、その中で幾らかは返すことができますが、やはり基金の取り崩しをせざるを得ない事業内容になっているというのは事実でございます。

以上でございます。

**増田委員** 更に質問してよろしいですか。

**朝岡委員長** 認めます。

増田委員。

**増田委員** 私はこの全般のマイナスについて、非常にいいことやと思って喜んでおります。職員の方皆さんがこういうふうな意識を高めていただいたというのは、市長の成果やというふうに思っているのです、そういうふうに悪く解釈せんといってください。

それから、権限のお話でございました。権限というのは、その裏には必ず責任があるということをお話ししたかったんです。首長がかわるとのことじゃなしに、議会の議決に対してという、そういう責任の部分を持っているので、市長がかわったので、私に執行権があるというのは、ちょっといかなものかなということ。それは私が言っているのではなく、地方自治法の第138条の2に書いてあるから、こういうこともちょっと意識してくださいよと。もし予算を変更するのであれば、もうちょっとご丁寧な説明、理由があつての変更であるかと思うので、その辺の議論は丁寧にさせていただいたらありがたいなという思いでございますので、それだけ。

**朝岡委員長** 阿古市長、どうぞ。

**阿古市長** 回数オーバーして質問されたので。私自身は、行政というのは継続やと基本的に思っております。ですから、義務的経費ですとか、そういう予算執行についてどうのこうのと言うつもりはございません。ましてや、かつて民主党政権が八ッ場ダム事業で急に継続中の事業を

とめられるようなことをされたりとか、東京都知事の小池さんが市場の移転について、その執行をとめようとしたりとか、そういうやり方というのは私はしておりません。あくまでも決裁等が終わった事業、もしくはもう事業に取りかかっているものについてはとめるべきではないという認識で見ております。ただ、そこまで踏み込まなくても、選挙という過程で市民からの審判をいただきまして、公約に関する部分についての、私は財政を健全化していきますというのがその公約の1つでございますので、情報公開もし、その中で執行するかしないかの判断というのは当然、私の方に権利はあると思います。ただ、むげな形で、工事が始まっているところをとめますよという形ではなく、委託業務等で設計が終わっていますとか、そういう部分についてはとめておりますけども、それも当然、質問をいただきましたら、その都度その事業については説明させていただくつもりでございます。ただ、その事業を全て説明しないといけないということになると、膨大な数の事業になりますので、それは聞いていただければ、聞いていただいたら、その事業についてどういう理由でどうなっているんだということは全て説明をさせていただける状況の判断の中でしておりますので、その都度聞いていただいたら、隠すつもりもございませんので、全てオープンに話させていただきます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員、そういうご答弁なので、そういう解釈でお願いしたいと思います。

この件以外にほかに質疑はございませんか。

西川副委員長。

**西川朗副委員長** 1点だけお聞かせください。26ページ、6款土木費、地域活性化事業、工事費1億4,000万円。多分これ、私がいつも一般質問させていただいている事業だと思います。その精査をされて1億4,000万円をつけられたということをありがたく思っております。だから、この内容を詳しく説明お願いいたします。

**朝岡委員長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの西川副委員長からのご質問についてですが、追加されました1億4,000万円の中身ということでご説明させていただきます。

図面をご用意させていただいておりますので、配付させていただいてよろしいですか。

(資料配付)

**朝岡委員長** とりあえず、これ1枚だけですね。皆さん、お手元に行きましたか。

**土谷都市整備部長** よろしいでしょうか。先ほど市長も申されましたが、調査案件報告の中でもご説明させていただければと思ってご用意させていただいていました資料でございますが、道の駅の地域振興棟から西側部分についての工事となります。

順番に地域振興棟に近い部分からご説明をさせていただきますと、建物のすぐ裏手側に法面がございまして、こちらの方の法面保護工を実施するとともに、濃い緑で塗られている真ん中にオレンジの部分があるかと思いますが、そちらの方が階段になってございます。現在、地域振興棟から西側の方に行こうとしますと、外周の道路から行かないといけないというこ

とで、この部分に階段を設置するという事を考えております。

さらに図面左手の方に行きまして、黄緑で着色してある部分でございます。こちらは現在、仮設駐車場ということで車を駐車されている状況でございますが、こちらの方を広場として整備する予定になっております。真ん中に通路的な灰色で塗られている部分については、通路ということで、碎石舗装での通路確保ということを考えております。

さらに、その左手側に行きまして、紫色で塗られている道路につきましては、既に施工が完了している道路になってございます。

続いて左側に行きました、若干ハッチのかかっているグレーの着色部分、こちらについては、仕上げは土みの広場ということで考えておりまして、現在、道の駅の駐車場等が混雑した折には臨時駐車場としても利用できる。また、そうでないときには多目的に活用できる広場ということで、平場を造成する予定になっております。

さらに、黄緑の部分は法面がございまして、さらにもう1段上がったところに小さめの広場を施工する予定になっております。

さらに奥に行きまして、ここが緩やかな傾斜地になっておりますが、この辺は法面で緩い坂で仕上げ、現状の北側についている道路程度の勾配になろうかと思っておりますが、そういう傾斜地になっておりまして、そちらの方には、現在の設計におきましてはクローバーなどの吹きつけを行って法面保護を行う予定になっております。

最後に、赤色で外周を塗らせていただいておりますが、こちらの方が外周管理等で用いる、または行き来するために使う道路ということで、アスファルト舗装及び側溝の整備を考えております。また、これに付随しまして、外周には照明灯を設置する、また、管理用で散水等に用いる水道についても配置するというような計画を予定しておりまして、現在の設計で概算を出して、補正を上げさせていただいております1億4,000万円の中で施工を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 西川副委員長。

**西川朗副委員長** ありがとうございます。図面までいただきまして、わかりやすい説明でございます。

これグリーンのところは、これはクローバーとか今おっしゃいましたけども、花とかそんなじゃないんですね。クローバーというたら、簡単に言うたら普通の草みたいな。花とかそういう感じじゃないわけですね。済みません、よろしく願います。

それと、今、臨時の駐車場で、碎石でやられるということは、あくまでもこれは仮設というような感じの捉え方でいいんですかな。駐車場としてやられるのなら、舗装もしてほしいとかいう場合がございまして、碎石の状態で置いておくというのは、駐車場じゃなく仮設駐車場という考え方のとり方でいいんですか。よろしく願います。

**朝岡委員長** 土谷部長。

**土谷都市整備部長** ただいまのご質問についてでございますが、一番西側の先ほどクローバーを吹きつけるということをご説明させていただきました部分については、現段階での概算で、極力コストも抑えたいということで、そういった法面保護の目的での部分、また、今後さまざま

な利活用を考えた場合に、何か工作物を構築してしまうと、その目的に沿った新たな活用というのなかなか難しいと。昨日来、いろいろとドッグランですとかイチゴのそういったものがないかとか、そういったご質問もあったように記憶しております。それ以前からも、どのような使い方が一番いいかといういろんなご意見等も伺ってありましたところで、今後また更なる市民活用というものを目指した場合に支障にならないような、現段階では仕上げにしておきたいというふうに考えております。ただ、現場サイドとしましては、そんな中で、例えばツバキですとか、委員が先ほどおっしゃられていた花の咲くような低木などを植えまして、それが遠目から目立つような状況になりますと、集客の1つの目玉にもなるというふうに考えておりますので、そういったことも構想の中では考えているところでございます。

また、広場の整備につきましては、砕石と申しましたのは現在の地域振興棟のすぐ裏手側のところは仮設の砕石の駐車場になっております。ただ、今回グレーで着色しております平場の部分につきましては、現在、土、グラウンドのような仕上げを想定しております。臨時の駐車場でも使えますし、そうじゃないときには、例えばシートを敷いてもらってお弁当を食べてもらえとか、屋外のイベントなどを開催するときにそこを活用できるとかいうような、もともと多目的広場というご説明を過去からもさせていただいておったかと思いますが、そういう考え方を引き継いでいるというふうに考えているところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 西川副委員長。

**西川朗副委員長** ありがとうございます。一般質問でもこの件に関しては、私は何回も言っているところでございます。今のようにごみ問題とかいろいろ野犬等、防犯のためにも、整備していただけるということなので、今後ともまた期待して見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** ちょっとだけ、訂正ありますので。さっき部長の方がツバキと言いましたけど、ツツジの間違いやと思いますけども、西川副委員長おっしゃったように、これ一般質問でも指摘いただきました。それで正直なことを言って、悩んだところなんです、本当のこと言ってね。といいますのが、私の公約自身が道の駅について新たな税金投入はしないという、その新たな部分についての解釈の仕方です。正直悩みました。といいますのが、この部分の土地の購入等については、もう補助金をもらっているんですね。それでその工事の部分についても、そうするとそれをとめることによって、財政的にはマイナスが発生する可能性が高いというのが1つありました。

それと、あくまでこれは市民の皆様がお使いしていただける有意義な方法の検討を原課の方で、道の駅ということではなくて、あくまで市民の皆様がお使いいただける何らかの利用の仕方ということで、いろいろ検討を重ねました。先ほど部長が申しましたイチゴ等の栽培ですとかいろんな意見が実はございまして、その中で今回のここに出てきている図面は一番簡単なパターンでの図面なんです。ですから、一応クローバーの種をまいたとしてという形で図面としてはでき上がっております。もう少し、ここの植栽等の議論はしたいと思います

けども、その辺で今はあくまでこの図面であるけども、駐車場等につきましては、それは今、仮設でもうお使いいただいていますので、その部分は場所は若干変わりますけども、必要であろうと。それと市民の方がご利用いただくに当たって、やはり駐車場も必要であろうという意味での設計図になっております。かなり私の中でもいろいろ悩んだ末の図面であるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** それでは、ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** ページ数につきましては17ページになるわけですけども、先ほどの企画費、印刷製本、空き家対策の補助金の関係、それから地方創生推進交付金事業、葛城ブランド認証システム整備事業。言い方はいとも簡単に、補助金つきませんでしたと、こういう話になるわけやけども、補助金の獲得というのか、これについては、今は県に日参しなくても、申請したら補助金はつく、こういう時代になってきとるわけかいな。ということは、私は人間が古いのであれやけども、我々のときは日参しないと、補助金はもらわれなかった。そやから、私は、せっかくもらった補助金は執行しなければならないと思っている。あるいは、そのときに予算を上げるということは、先ほどちょっと触れたけども、必死になって予算を守っていくというのか、これだけの事業をやるのに補助金を獲得しましたと行って議会にかけたわけや。それに対して、いや、補助金つきませんでしてん。確かにそうかもしれないけど、その間の努力と言うたらええんか、例えばつかないとわかってきたら、県庁にも頼みに行き、国にも頼みに行って、いろんな手を使って自分の仕事として、私はやってきたと思うわけやけども、いとも簡単に、つきまへんでした。こんだけ県とのパイプが非常に薄い、パイプが詰まっているのと違うかなと私は感じたので、ちょっと生意気なことを言うたわけやけど。補助金の獲得というのはそんな簡単なもんでないと思っている。皆、非常に苦勞して補助金を獲得するものやというふうに思うとるから、そう簡単に、つきまへんでしてんでは、なかなか私は理解しにくい。それがまず1点。

それから、17ページ、14目地方創生整備交付金事業、これも新たに出てきて、「當麻の家」の工事やというふうに聞いております。まず、私、地方創生の意味よくわからんねけども、私は簡単に言うたら、国から何でもええとは言わへんけども、地方のいろんな事業に使うたらええでというような形で交付されていると、こう思っています。そやから、今この地方創生の名のもとに「當麻の家」も増設します、駐車場舗装しますと聞いている。これはあかんとは言わへん。私は何を言いたいかというたら、こういうことができるのであれば、火葬場、誰も最後はみんなお世話になるこの施設は避けて通れない。今、火葬場の1基がリースとして予算計上され10年間で600万の金利を払う契約になっている。それで、後2基をやり替えなければならない。そこで、本田総合政策企画監がおられる間に、1億円の地方創生の交付金を獲得していただいて、この金で整備させてもらったら財政的に本当に粹にいく。この件については、以前、議論したときに、金がないのでリース契約で整備すると説明された。何で3,000万、4,000万が予算化できないのか、10年リースにすれば600万の金利が必要

となる。それなら、購入した方がよいのではないかという議論もした。

それで、火葬場の炉の入れ替えをこの地方創生交付金事業でやったら、2基であれば1億円もあれば釣りがくる。そういうことをちょっと教えてもらいたい。

それともう1点は、ちょっと私、財源内訳がよくわからんねんけど、この地方創生7,763万円に対して2分の1の補助になってあると聞いているわけやけど、どうそろばんたたいても、これ2分の1にならない。2,766万4,000円というたら2分の1にならん。これが何でこうなるのか教えてほしいのと、この起債の充当率は何ぼになっているのか知らんけど、この地方創生というのは有利な起債なので、極端に言うたら、単純に半分補助金もらったら半分単費でいく。私はそう思っていたわけやけど、これを見たら、補助金少ないわ、起債は張りついとるわ、単独はようけあるわ。3分の1ずつみたいなものや。補助金3分の1、起債3分の1、単独3分の1。地方創生にだまされたんかいなというふうな感じもするわけやけど。本当に私、理解できてないので、教えてほしいと思います。

**朝岡委員長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 総合政策企画監の本田でございます。ただいまの岡本委員からのご質問について回答させていただきたいと思っております。

まず、1点目にご質問、ご指摘いただきました補助金の獲得について、今回、空き家対策につきましては国土交通省に対して、空き家対策の計画について策定ということで申請しておりましたけれども、採択されなかったということで、その努力を怠っていたというところは認めるところでありまして、それに対してはしっかり働きかけを強くしていきたいというふうに考えております。ただ、市としても何も、補助金がつかなかったからといって座視をしていたわけではなく、机上での実際のデータをもとにした空き家の簡単な調査であるとか、担当職員も県庁との意見交換等にも出ていたり、少しずつ市の空き家対策の整備づくりをしておりますので、そういうところについてはご理解いただければと思っております。

また、拠点整備交付金の関係ではございますけれども、ちょっとここら辺、制度が複雑になっておりまして、大変申しわけありません。まず1点目、火葬場の件なんですけれども、この地方創生拠点整備交付金につきましては、平成28年度の2次補正予算で計上されたものでございまして、これまでの地方創生推進交付金がどちらかというとソフト寄りの事業だったのに対して、今回2次補正で計上されておりました地方創生拠点整備交付金というものはどちらかというとハードの事業ではございます。といった中で今回、「當麻の家」について補助の申請をして、認めていただいているところではございますけれども、今回のこの地方創生拠点整備交付金の趣旨としましては、地方の所得の向上というものが主な目的となっております。その対象設備につきましても、地方の所得の向上に資するような施設が主な対象となっております。行政が一般的に使われるような、例えば庁舎であるとか、そういった普通の行政機関であれば必要であろうと思われる設備に対しては補助対象にならないという縛りがございまして、だから火葬場については、ふだんの行政として行われるものなので、ちょっとそこについては対象になるかは難しいところかなという認識をしております。

最後に、財源内訳について、こちらについても非常に難しい計算にはなっているんですけ

れども、その経費の細かい内訳については池原部長の方がご存じかとは思いますが、まず本体の工事といたしまして、国県支出金の2,766万4,000円というものがございまして、これについて国から認めていただいているものがこのほぼ倍と認めていただいているんですけども、5,500万円近い経費という形で補助の申請をいただいております。この内訳につきましては、「當麻の家」においてテナントといいますか出店するブースというものを増設して、そこに新しく地元の農産物についての販売をしていただくようなブースを新たに設けるというような工事を行うというものを計上しております。その全体事業の中の20%、効果促進事業という形で、本体事業以外の部分にもやや使えるというところがありまして、その中の一部で駐車場の舗装整備であるとか、出店に使うような備品の購入というのに充てているんですけども、そこから漏れた部分、駐車場の整備の中では、この効果促進事業20%の中でおさまらない部分がございますので、その足が出た部分についてはこの一般財源という形で措置をしているという形でございます。地方創生拠点整備交付金につきましては、2分の1の国の補助に対して、補正事業ですので補正事業債というものが使えまして、その補正事業の裏の形でこの2,760万円というものを地方債に充てているということで、一般財源のこの2,236万6,000円というものは、ある意味この拠点整備交付金の対象とならなかった足が出た駐車場の整備の部分について一般財源を充てているという解釈をしていただければと思います。

以上です。細かい経費については、また細かく説明させていただきたいと思っております。

**朝岡委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** それでは、補足をさせていただきたいと思っております。この地方創生の拠点事業につきましては、今、本田さんの方からご説明ありましたように、ふたかみパーク當麻におきまして、市内の農産物を使った加工食品の調理・販売をするテナント2ブース、また、食品の保存スペースとして合計132平方メートルを増設するとともに、観光客を初め来場者の休憩スペースとして44平方メートルを増築するものであります。また、現在、来場者の駐車場が十分確保されていない中で、事業実施に伴う道の駅かつらぎとの相乗効果による一層の来場者が予測されることから、新たに駐車場を確保するという形で、この駐車場につきまして、先ほど本田さんが言われました促進事業という形になります。

財源内訳でございます。財源内訳としまして、施設の増設工事及び駐車場整備工事に係る測量設計委託料としまして1,580万円、同工事に係る工事費として6,120万円、また備品購入費として63万円の合計、歳出として7,763万円を計上させていただいております。財源内訳でございますが、総事業費7,763万円のうち補助事業費が5,532万7,000円になります。単独費が2,230万3,000円となっており、補助事業費5,532万7,000円のうち補助率50%でありますので、補助額が2,766万4,000円、残り2,766万3,000円は補正債100%の対象という形になります。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 補助金については、本田さんに答えてもらうつもりはなかってんけど、事務担当者から答

えてほしかったわけや。もう一遍、補助金の考え方を説明してもらいたい。

それと今、地方創生、詳しくいただきました。ということは、全額補助ではないと。ある部分、5,532万7,000円がこの事業についての補助対象になるわけやけど、ほかはなりませんねんと、こういうことやね。それはそれでよくわかったわけやけども、今言ってた地方所得の向上ということになってきたら、ほんまにこれ地方の所得の向上になるのかなと思ってんねんけど。一部の人が恩恵こうむるだけやろうと思う。私が言うてる火葬場やったらもっと所得の向上になると思う。冗談はさておいて、ちょっと本田さん、その火葬場は今、金がない金がないと言うてるわけやから、何らかの形で補助金というのかな、それをもらえるような格好にしてもらえれば本当にありがたい。今、現場では炉が傷んでいるので、大変困っている。1基が新しくなっているんで、そこに集中する。しかし、1日に3人、4人となってきたら、古い炉を使わざるを得ないようになっている。火葬というのは遺体の尊厳が大事なので、上手に火葬しなければならぬ。その辺も真剣に考えてもらって。何とかそういうふうな形で、入れかえができるかだけ、お願いをしたい。この地方創生にかかわって、補助金をできるだけもらえるように努力してもらいたいというふうに思います。あと補助金の考え方だけ答弁お願いします。

それともう1点、さっき言うた地方創生でいつも聞く、単費と補助対象を分けて教えてもらわんと、計算できへん。

**阿古市長** 資料は準備はさせているんですけど、急ぎやったら、今すぐでもお出しできますので。

**岡本委員** 金額さえ教えてくれたら。

**阿古市長** 金額、計算した分もありますので。

**岡本委員** ほな、後でもらえますか。

**朝岡委員長** それでは、補助金に対する考え方について。

松山副市長。

**松山副市長** 予算編成の全体の作業にかかわる重要なご質問をしていただいたと認識をしております。

補助金については、予算編成自体は予算の1年間の見積もりでございますので、ある程度具体的な補助金の手続が進む前の段階で編成をするものもございまして、一方では活用できる制度を十分に調べて、きちっと補助の獲得に至る要件をちゃんと市の内部でそろえられるかといったものも検討しながら、各事業担当部局の方で事業の内容を精査して、厳しい市の財政運営に十分対応できるように、しっかりと獲得できる予算をとっていきながら、執行すべきだと思っております。私は前職が皆さんご存じのとおり県職員でございますので、要望等について今後十分、県とパイプ役を果たせる部分については私自身もできる限りのことはやらせていただきたいと思いますと思っておりますが、それとあわせまして予算の編成につきましては、これまでも増して十分にそういった制度の認識、それから努力をしながら財政運営をしていくということをしかりと心に持ちながら、市全体で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 副市長はプロの立場で言ってもらいました。確かにそういうことやと思えます。今後、精

査をしていただいて、できるだけいただけるものはいただく。この機会に、本田さんも総務省から来ていただいている、副市長も県から来ていただいているわけやから、この機会に国・県に対してパイプを太くするようにして、職員も一緒になってやってもろうたら一番ありがたい。そうすることによって、市の財政も潤ってくる。できるだけ補助金をいただけるのであればいただく。そうやってきたら、1億円の事業をしても5,000万円しか要らへんわけやから、そういうことをどんどんやっていくという形で、市長を筆頭にやってもらったら一番ありがたいというふうに思います。よろしく願いしときます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

下村委員。

**下村委員** 補助金とか「當麻の家」の駐車場の問題のことも提議されましたので、関連性ということで質問したいんですけども、当初といたしますか、「當麻の家」の駐車場確保ということで減額になっている。ページで言いますと25ページの農林商工費の中の公有財産購入費で1,500万円の減額ということで、これが恐らく「當麻の家」の駐車場用地を購入しようという計画があって、それが中止といたしますか、変更になってきたということなんですけれども、場所自体も変更になっておりますのと、それと今ちょっと岡本委員からも話があった、新しくといたしますか、土地を借りて、そこを駐車場として工事をするという、そういう予算が出ておりますけれども、このいきさつというのを私は何も聞いておりませんので、多分、きょう市長がこの委員会が始まるまでに言われた、何でも正直に話しますよということはこのことやと思うんですけども、そのいきさつというのを教えてほしいと思います。

**阿古市長** 資料を配付させていただきます。

(資料配付)

**朝岡委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いいたします。ただいま下村委員からご質問ありました自然環境整備事業、近畿自然歩道二上山観光駐車場整備事業を全て減額させていただいた理由でございます。

この事業は、道の駅ふたかみパーク當麻の駐車場が常時満車の状態となっており、近年、観光客や登山者が増加している中、利用者にご不便をおかけしていることを踏まえて、新たに観光駐車場を設置すべく、昨年9月議会におきまして新たな駐車場設置に対して議決をいただいたものであります。しかし、11月以降、市長も新たに着任されたことによりまして、再度この事業に対して市長と協議した結果、事業箇所における効率性、また利用される方々の利便性も考えれば、事業予定箇所につきましては再度考察する必要があると判断され、別の場所を模索したものであります。

図面を見ていただきたいと思います。黒で塗らせていただいております部分が近畿自然歩道の整備箇所であります。赤で塗らせていただいておりますのが、先ほど岡本委員からご質問がありました地方創生拠点整備事業に係る駐車場の部分になります。それで、市長の方と協議させていただいて、別の場所を模索という形になったもので、模索した結果におきまして、道の駅ふたかみパーク當麻の北側の土地が効率性が高いと判断させていただいたもので

あります。この場所の変更に対して、県とも協議し、ただ、新在家の墓地の北側で予定していた駐車場を変更し、この赤色の部分に持っていくことに対しましては、もともとからこの黒色の部分に対して事業許可がされているという形で県ないし環境省の方から再度答えをいただいたことによりまして、この予定箇所を黒の部分から赤にすることに対してするならば、この事業、要は環境省の近畿自然環境整備事業としては執行不可能やという形になりましたので、急遽、自然環境整備事業を中止した中で、今度、地方創生拠点整備事業に変更したという形になります。

この自然環境整備事業の減額関係でございますが、歳入といたしまして、補助金として720万円、歳出といたしまして、用地測量設計委託料として600万円、用地購入費として1,500万円、土地鑑定費として70万円、合計2,170万円となります。

それで、地図の2枚目の方につけさせていただいておりますのが財源内訳になります。これにつきましては、上が地方創生拠点整備事業の財源内訳になります。下の段が自然環境整備事業の財源内訳になります。自然環境整備事業の2列目のところでございますが、1列目が平成28年度駐車場整備工事として上げさせていただいており、下段におきまして平成29年度駐車場整備工事計画という形で、これにつきましては、この工事を計画した時点において2年間の事業という形で国の方とも話をしておりましたので、その事業計画を踏まえた中で財源内訳とさせていただきます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 下村委員。

**下村委員** 今初めて、部長の方からも詳しく聞いたわけなんですけれども、一步踏み込んだ話なんですけど、近畿自然歩道駐車場整備事業については土地を購入という予定でやられていたわけですね。これは地権者の、相手あっての問題なんですけれども、購入の交渉はまだされていなかったと思うんですけれども、恐らく情報では、地権者の方がうちの土地、これ市の方で駐車場に使うから、購入してもらおうのか、購入されますねんとか、そういう情報は必ず地権者に行っていたと思うんですよ。そういうところで、場所もかわり、土地を借りるということに変わったわけなんですけれども、そこらの今までのトラブルといいますか、これからもそういう地権者とのトラブル的なものは出てこないか、私はちょっと心配なんですけれども、そこらの考え方というのを教えてほしいですね。

**朝岡委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。確かに地権者との内々の交渉といいますか、やはり予算的に上げて補助金も獲得していきますので、ある程度の見込みもつけた中でのお話をさせていただかなければ、補助金も確定できないし、予算も確定できないという形の中で、情報としてはお話をさせていただいております。その中で、今後のトラブルという事態については、今後、了承いただくという形で思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 下村委員。

**下村委員** 今後ということは、今後、地権者の理解を得るという。これからですね。今のところはま

だ地権者の方に、場所が変更になるので、今までお願いしていた件については、ちょっと中止と、そういう説明はしていないわけですね。

そしたら、今の現状、お願いします。

**朝岡委員長** もう少し詳しい説明も含めて、ちゃんと言わないと。

池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** 地権者の方には、この補正予算の議決がないと確定したことは言えないというところもありますので、大体的話はさせていただいています。

**朝岡委員長** 要は、情報は入っているということやね。

**下村委員** そういうことですので、ご努力をいただいて、地権者の方にきっちりと説明をしながら、トラブルの起こらないように私も願っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**朝岡委員長** それでは、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時13分

再 開 午後1時30分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。

引き続き質疑に入りたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

西井委員。

**西井委員** 農林商工費の「當麻の家」の下村委員の関連ということで質問させていただきます。

黒塗りのところが9月の補正で上がった後、赤に変えたということですね。この赤の時点というのが当時の當麻の家の社長の藤田さんのときの要望がこのような状況の要望やったと思います。それが、社長がかわって、あの場所を面積相応に利用率が低いというので、変更の要望があったように私は聞いているわけですが、それについては部長も聞いておられると思いますね。この変更により駐車場の増設と、「當麻の家」自身の売り場とかも改善することができるようになる。地方創生の補助事業で、「當麻の家」にとってはたまたまいい事業やというのは私も認識していますけど、ただ、私自身はこの変更を、されるのであれば、9月の補正で議決しておりますので、市長自身もこれよりこっちの方がいいのと違うかという判断をしたのであれば、議会で当委員会にその決定された時点で説明してほしかった。基本的には補正予算を議決して、そんな短期間に変更するんやったら、こういう変更をするねけど、皆さんにこの思いを委員会で説明してもらっていたら、こういう話も出てこなかったと思います。ただ、今後いろんな問題で、またいろんな精査をされたら、精査結果の中で意見が変わるような、また仕方が変わるようなことがあれば、やはり2つの委員会があるので、その時点でまず説明してもらってすべきやないのかなと。これは私は委員だけでなく、議長の立場からしても、そのようにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

**朝岡委員長** 池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、「當麻の家」、もともとここに関連する駐車場につきましては、3年ほど前ですか、「當麻の家」の方から要望がありまして、その当時、藤田代表がおられた時におきまして、「當麻の家」の北側に駐車場をという話があったのですが、そこから役員さんが総入替にな

った中で、この黒の部分に位置を変更してほしいという申し出があって、行政としまして、そういうことであるならば、黒の部分で動こうということで「當麻の家」と協議が終わったという経緯であります。

以上でございます。

**朝岡委員長** またこっちへ戻ったという経緯は。

阿古市長。

**阿古市長** これ、9月の補正のときは私は議員で、実は委員会の席に座っていたんですけども、そのときもいろいろな、そんな長時間ではなかったけども、話があったようには記憶しております。その後、市長選挙がございまして、選挙結果を受けて変わったわけなんですけども、やはり、これからはこんなことは余り起こらないと思います。9月補正して、たまたま1カ月後に市長選挙あって、ある種、執行者がかわるということがそんなにたびたびあるわけじゃございませんので、新しい事業について私の方から提案させていただくときには、こういうことは多分あり得ない話やと思っています。年度途中でこういうふうな新しい新規事業というのは上げることは少ない。本来は当初予算の中で消化していくべきことやと思いますので、ちゃんとした手続の中でさせていただきたいと思っています。

この事業につきましては、事業変更にということになったときには、「當麻の家」の方とお会いして、来られていろいろお話しする中で、その当時の「當麻の家」の責任者の方が藤田さんから今、中井さんにかわっておられるんですけども、10人ほど来られまして、いろいろお話しする中で、この駐車場の件も含めまして、どういうのがいいのかという確認をさせていただいた上での事業変更なんです。今回の場合もこれは補助金を地方創生の中でいただく中で、拠点整備事業補助金という補助金をいただけないと、事業変更は多分しないというか、この補正予算には上げてこなかったです。たまたまといいますか、この事業を「當麻の家」の方が望まれるような形で持っていくに当たって、いろいろな方にお世話かけまして、できるだけ早い時期にという思いの中でやりましたら、補助金をいただけるということになりましたので、今回の3月補正にこういう事業を、特に年度末ですので、上げるというのは私の姿勢としては余り望まないんですけども、補助金をいただけることになったので、上げさせていただいたということでございます。

多分、いろんな方がいろんなところで、前の事業についてもご苦労なされたというのはよくわかるんです。わかるんですけど、やはり一番メインとなる「當麻の家」の皆さんの意思を尊重した中で、利便性のいい形で事業変更させていただいたというのが実情なんです。経緯としてはこういう経緯になります。

**朝岡委員長** 西井委員。

**西井委員** いろんな事情はあると思いますが、今後、余りこういう事項は出てこないということでございます。市長がかわることは少なくともあと3年半、市長がそのまま継続される、また、このまま市民の皆さんの信任があったら、まだ続けてされるということも十分考えられますので、継続性が続くものやと思っていますが、今の時点だけと思いますが、厚生文教常任委員会所管での話も一般質問で出たように、その辺の話が出てきたことについての議会に対

しての説明が不足していたと思います。市長自身としては、悪くなるためには堤案されていないと、私はそのように理解するわけですが、議員全体としてはやはり一度、その方向に進んでいるということについての方向転換については、丁寧な説明をその都度、また精査しながら、このように変えようかと思われた場合は、決断するまでに協議会なり委員会なりに諮ってもらえば、いろんな誤解の出ない形と、また議会軽視と言われない形になると思いますので、その辺だけ留意してもらい、また、その辺については今回市長に手落ちがあったということで、ご理解してもらいたいと私は思いますので、そのような形で、市長、答弁をお願いします。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 実は今、西井委員がおっしゃったことは、私は前任者の方にも何回も申し上げました。今回、厚生文教常任委員会でも、年度途中でクーラーの話も出ております。まるきりとは言いませんけども、その詳細について聞かされておられません。本来、当初予算の組み上げについては非常に慎重に、その年度でメインとなる事業というのは上げるべきやと私は感じております。年度途中で上げるというのは補正予算ですので、そんなに新しい事業が出てくるという形には本来なるべきではないという認識を持っています。なおかつ、私はよく申し上げたのは、計画がいろいろすぐ変わってしまって、それも報告がなかったと、道の駅の事業も含めて申し上げた経緯がございますけども、そういう形は私はとらないつもりでございます。あくまで今、過渡期的なところで短時間でいろんな作業をさせていただいた中で、まだ今回クーラーの話、多分初めて議会で今回の補正予算の中で組み入れられているわけですけども、私自身も一回も聞いたことがなかった話でした。そやから、そういうことは起こさない覚悟でやらせていただきます。あくまで過渡期といいますか、市長選挙という一定の行為があった後での過渡期の時間のない事務的な中でいろいろなことが、ちょっと説明不足もあるのかなということは感じております。本来の予算組みのあり方を目指しておりますので、そういうことのないようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 西井委員。

**西井委員** 前向きな返答をしてもらったというふうに解釈しますので、そのようなことのないように。今後はないとおっしゃっておりますので、どうか議会の中で説明不足のないようによろしく願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

**朝岡委員長** ほかに質問はございませんか。

下村委員。

**下村委員** 午前中も意見がちょっと出ていたんですが、防災行政無線のことで聞きたいんですけども、今回減額になっておりまして、新しい平成29年度一般会計予算にはまた記載されているという、このいきさつを聞きたいのと、実は一般市民の方も行政無線が新しくなるという情報をどこからか知りませんが、よくご存じの方がおられまして、私は質問を受けたんですけども、細かいことなんですけれども、今まで使っていた無線のスピーカーというんですか、機械はどうなるのかということと、市の方から取りつけに来てくれますのかと、そうい

う質問を受けたんですけれども、それは私の判断では、取りつけるというたかて、ただ置くだけやと思いますよと。以前のやつはちゃんと引き取ってくれると思いますよと、そういう返答はしておいたんですけれども。きのうの話なんですけどもね。一般の方もよく知っておられるなど私は思うてたんですけれども、そこら詳しくお聞きしときたいということでございます。

**朝岡委員長** 門口生活安全課長。

**門口生活安全課長** この件では、住民の方々、また議員の皆様方にも多大なご迷惑をかけておることをこの場で、またいろいろおわびさせていただきたいと思っております。

今回提案させていただいております防災行政無線のデジタル化の減額補正ということで、丸々9億9,770万円、その全額を減額補正ということでさせていただいております。この分につきましては、平成29年度当初で再度上げさせていただく予定でございます。何とぞご理解いただきたいと思っております。

なぜ、そういうふうな原因になったのかということでございます。その方につきましては、以前、総務建設常任委員会の場におきましても説明もさせていただいたところでございますが、まず、第1回目の公募というのをさせていただきまして、その後、その1回目のプロポーザルの件で中止させていただいて、2回公募させていただいたわけでございます。1回、2回する中で、その中で1回目につきましては、仕様書の精査というものが必要になったということで、中止の報告をさせていただいたわけでございます。2回目につきましては、去年、公示させていただきまして、今年の1月31日に発注仕様書の見直しということで、中止させていただいております。

原因としましては、公正取引委員会の談合情報というものがある中で、1社しか提案書というのを提出されずに、競争性が図れない。また、その仕様の件についても、きのうの質問等にありましたように、1社に偏った仕様ではないかということもありまして、再度、仕様の方を確認させていただく、そういうふうな原因になっております。この平成28年度、取り消しさせてもらいまして、また平成29年度に提案させていただきますが、この事業につきましては、緊急防災・減災事業債という起債事業を採択させていただく予定でございます。この起債事業につきましても、平成32年度まで延長ができるという話を聞いておりますので、そういう起債をうまく使いながら、平成29年度で予算計上させていただいております。

そしてまた、一般市民の方もよくご存じということで、どういうふうな対応をされるかということもございますが、この事業につきましては、家庭に対して、また生活に対してかなり密着した情報の伝達手段でございます。1日に、當麻地域につきましては毎日8時、また5時のお悔やみの放送等入れさせていただいております。また、大字の区長からの放送等もある、そういうことで新しい機械が入るということで、いろいろ活用するにも、留守等あった場合につきましても活用がしやすい、そういうふうなデジタルの放送を使いましてさせてもらう予定でございました。

また、スピーカー等の取り付けの方でございます。スピーカー等につきましては、旧新庄町の部分が有線放送ということで、スピーカーでの放送を流しておりますが、そのスピーカ

一も、交換するとき一緒に撤去させてもらう予定で考えておりました。もちろん、當麻地域のアナログの機械につきましても、デジタルに交換するとき一緒に持って帰って、それをつけるということで対応を考えていた所存でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 下村委員。

**下村委員** 門口課長から、以前にも防災無線については少し説明あったと思うんですけど、きょう説明いただいて、よくわかりました。私ちょっと思うんですけども、ここに工事請負費と書いているから、新庄地区のスピーカーを取り外す、これは工事になりますけれども、単純に考えると、備品購入費というようなことになるのと違うのかなと思うけども、そこらは。これは予算書の書き方やと思うんですけども、これでよろしいかな、工事請負費でいいのかなどうかという。

**朝岡委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 下村委員の質問でございますが、たまたまではございますが、前職が防災統括ということで、以前からこの整備についてはよく存じ上げておりますので、まとめて答弁させていただきます。

実は、個別受信という整備の方法にはいろんな形式がございまして、例えば南部の方でしたらケーブルテレビでやるとか、あとFMのラジオの放送でやるとか、その時は、ラジオが各家庭にあるわけなんですけども、今回の無線による個別受信というのを補正したときに、これもさらに受信機の側を、住民にも関係があるので、それを買っていただくと。買って大事にしてくださいと、こんな方法も整備としてはあるわけでございますが、今回、市民の負担を少なくするということと、それからある意味、市の財政対策も含めて、整備の方式として、各家庭に置いてある受信機も含めた全てが市の管理する防災行政無線網として、実際には1万5,000弱のご家庭があるわけですから、市役所の統制機といいますか、基幹局とそれから各家庭に散らばっている約1万5,000の端末局、これ全て合わせて1つのシステムであるという捉まえ方をいたしまして、これを市の財産として全て管理する。ただ、配置の部分の個別の受信機については各家庭に置いてある。こんな考え方のもとに整備をいたしますので、全てを一体のものとして工事請負費と考えております。個々に備品を買って置くのではなくて、全体のシステムを構成する機器を調達する。当然、工事も伴うわけでございますので、一体として工事請負費という解釈で今回は執行させていただくということを計画しておりますものでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 下村委員。

**下村委員** ということで、工事請負費というように理解しておいたらよろしいね。

もう一つだけ、今までの行政無線、當麻地区はこういうスピーカーなんですけれども、中には屋敷の広い家、また同じ屋敷で何か作業をされているとか、市長のようになり広い家で、あっちもこっちも建物があるという。そういう場合、うちもう一つ欲しいねけどもということで、必ず申し込まれる方もあると思うんですけども、それは今までから、もう1台

欲しい方には買っていただきますよと、それは同じやと思うんですけども、そのことと、幾らぐらいするのか、それも尋ねられたので、教えてほしいんですけども、わかりますか。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 今現在、アナログの防災無線機ですが、當麻地区につきましては置かせていただいております。それぞれの一般家庭には家に1台、これは無償で貸与という形でお願いしているわけでございます。もう1台追加とか、そういう形につきましては、あとまた事業所の方に置かれるということにつきましては有料で、アナログの機械で今現在3万1,080円いただいている次第でございます。今後、デジタルに本市の方、進んでいきまして、その件につきましては、あと1台の追加分、それはまだこれから検討していかなければいけないことでございますので、有料制の関係等につきましては、またいろんな検討委員会等で考えさせていただきたいと思っておりますので、その方につきましては、まだ決まっておりませんので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**朝岡委員長** 有料ということですか、当然。有料ということでの検討ということやな。それでよろしいな。

西井委員。

**西井委員** 関連でございますが、旧當麻の方でも昔の有線放送の線が残っているのがあると思います。この際に、各大字にもそういうのが残っているのであれば聞いてもらって、新庄も含めて同じような形で撤去してもらいたい。残っているというのは大変、撤去費用の問題が各大字であったというふうなことを聞いていますので、同じするのであれば、各大字に聞いてもらって、一斉的に撤去してもらえようようにしてもらえたらと思います。いかがでしょうか。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 旧當麻のアナログの防災行政無線の方につきましては、平成7年に開始させてもらいまして、それ以前は有線放送でした。その時点、少しの間は各大字の方で有線も使われていたという、そういう話も聞いております。有線等につきましても、旧當麻の方からも撤去の方、各大字の区長からちょっと苦慮しているので何とかしてくれということと言われる場合もあります。その件につきましても、また上司と検討させていただきながら、どうしていったらいいのか、また考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ほとんど残っていないはずですが。

**朝岡委員長** そんなことない、残ってある。

**西井委員** 若干、線が残ってるところが。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** いろいろとご心配ありがとうございます。今ちょっと、多分、去年にもそういう質問があったのかなとは思いますが、まだ決まっていない部分もかなりあるみたいです。ですから、今回これ減額の案ですので、新たに今度は新年度の予算のところからそれが出てきますので、またそこでも議論いただけたらと思うんですけども、その辺いろいろ考慮しないといけない事項なのかなと、お聞きしていて思いました。旧當麻町において、今言うてるそのア

ナログ無線に変更するときには、多分、各大字にその費用をお渡しいただけたような記憶がございます。その配線費用については各大字ごとにお渡ししているのではなかったかなという私の曖昧なだいぶ前の、20年から前の記憶ですので確定はできないんですけど、その辺もちょっと調べていきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 できれば。私はそのような話聞いてませんねけど、いろいろ調べてもらった中で、地域にそういうのが部分的に残っていたら、勝手に外して、けがということもありますので、一遍調べてもらって、一緒にできるのであれば、できるようにお願いしたいと。一応そういう要望だけでございますので、よろしくをお願いします。

朝岡委員長 ほかに質議はございませんか。

赤井委員。

赤井委員 今、市長おっしゃったけども、個別受信機の件で、大きい家は1軒は1軒ですけども、市民税を払うてる土地で2軒、言うてみたら長男にせよ次男にせよ、2世帯で住んでる場合はどうなるんですか。それも一応検討していただきたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 あくまで世帯になっておりますので、世帯分離されていまして2世帯になりますので、それは2世帯関係になると思います。多分、世帯ごとにということですので、当然、世帯が分かれていけば、世帯は違うという解釈の仕方になると思います。

朝岡委員長 2台、無償でということですね。

ほかに質疑はございませんか。

赤井委員。

赤井委員 防犯カメラシステムの今現在の状況の内容説明をお願いいたします。

朝岡委員長 門口課長。

門口生活安全課長 防犯カメラでございます。20台ということで、これは選定させていただきまして、3月1日に賃借料、20台全ての分につきまして、リース契約になりますが、支払いさせていただく予定でございます。この分につきましては、昨年10月ぐらいから工事の方を開始しまして、それぞれ各小学校のPTA等から危険なところ、また交通事故、また犯罪発生が以前にあったところとか、そういう危険な場所に設置を考えておりました。現在、20基動いております。3月から1カ月分でございますが、その分リースで支払いさせていただく予定で、残り分327万3,000円分を減額させていただくということで、今回提出させていただいております。よろしくをお願いします。

朝岡委員長 赤井委員。

赤井委員 また今後、計画は一応3年計画でやっておられますが、この後の計画についてはどのようにお考えか。

朝岡委員長 門口課長。

門口生活安全課長 この防犯カメラの件でございますが、3カ年計画で50基設置する方向で考えてお

ります。平成29年度につきましても、今度、予算の関係で説明させていただく予定ではございますが、15基計上させていただいている次第でございます。3カ年で50基ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**朝岡委員長** 赤井委員。

**赤井委員** 3カ年で50基ということなんですが、その後についてもまた検討いただきたい。これは安全安心な局面に非常に役立つのではないかと思うので、よろしくお願ひいたします。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございせんか。

岡本委員。

**岡本委員** 24ページ。まず、農業振興費の中の負担金で、農業経営法人化等支援補助金当初予算40万円が全額減額になっている理由。それから経営転換協力金交付金事業補助金、予算30万円に対して27万円の減額、それから新規就農者確保事業450万円で300万円、多分これ1人かなと思ひわけやけど、それぞれの内容。それから、同じページの10目の団体営土地改良事業、今1,600万円増額をされているわけやけど、この財源内訳の中で国県支出金で1,180万円という補助金が入っているわけやけど、1,600万円の事業費に対して1,180万円、2分の1より多い。どういふ計算になっているのか教えてもらいたい。

それから、25ページの商工振興費、負担金補助及び交付金の小規模事業者特別小口融資保証料36万3,000円、予算計上されて、ゼロになっているけど、これは利子補給やから、借りてなかったということになるのか、以前から商工会の関係で借りておられる利子補給やと思ひうんやけど、これが全然執行されてない。その件についてお尋ねしておきます。

**朝岡委員長** 芝農林課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝と申します。よろしくお願ひします。

まず、農業経営法人化等支援事業交付金でございますけども、これはもともと1件の法人化を予定されていた団体がございましたけども、次年度に送りたいということで、40万円の減額とさせていただいております。それと、経営転換協力金交付金事業補助金でございます。これは27万円の減額となっておりますが、当初30万円、3万円の経営転換方針されるところがございましたので、その分1件の3万円分の支出がございまして、それと新規就農者確保事業ですけども、これも当初は3名の方の支出を予定しておりましたが、1名の方にとどまりましたので、300万円の減額とさせていただいております。それと団体営土地改良事業費の委託料、補助金額が計算が合わないということですけども、これ1件が100%補助の地域防災・減災事業の耐震調査というのを含んでおります。それが800万円になっておまして、それが100%補助となっております。残りの農地耕作条件改善事業につきましては55%の補助金となっておりますので、合計しますと1,130万円ということになります。耐震調査というのは、ため池の耐震調査でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岸本商工観光課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。よろしくお願ひいたします。

今ご質問の小規模事業者特別小口融資保証料助成金でございますが、こちらにつきまして

は、利子ではなく保証料の80%を助成するものでございまして、委員おっしゃっていますとおり、商工会が窓口となり、奈良県中小企業融資制度の中の小規模事業者小口簡易資金の融資を受けた方に対して保証料を助成しているものでございます。この部分につきましては、商工会の方といつも打ち合わせしながらやっておるんですけども、平成28年度よりこの県の制度自体がなくなりまして、使用状況がなかったということでございます。ちなみに、過去5年で使用されたのは1件だけでございました。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 芝課長から答弁いただきました。農業振興費につきましては、人数の減ということで解釈をしておく、こういうことですね。団体営、今ちょっと私聞き漏らしてるのかしらんけども、委託料の中の1,000万円のうちの800万円が100%補助、こういうこと。そしたら、ここ200万円と600万円、800万円の55%ということやな。ほな400万円、合うんかい。そうか800万円やから合うねんな、そういうこと。なるほど、わかりました。結局、今、岸本課長の話では小規模のやつは今年から廃止になったということ。今でしかわからなかったん。当初のときはわからなかったん。

**朝岡委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** こちらの制度につきましては、商工会に制度自体をお願いしているところでございまして、この年度末に打ち合わせしたところでわかったという状況でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** そういう理由かわからんけども、団体とか持っている場合は、絶えず連絡を取り合っていないとあかん。そやから、金額多い少ない別にして、予算組むときには、基本は、11月末で締め切りや。そやけど今は年度末や。だから実際はそうかしらんけど、余りそういう答弁、聞きたくない。今後そういうことは予算組みのときに気をつけてほしい。新年度、平成29年度はでき上がるとるわけやから、そのときでも、団体を持っている場合、確認をしてやっていかんと、せっかく予算は組むわ、未執行ですと言われたら、「あれっ」「またか」となる。その辺だけお願いしときます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 25ページ、道路橋りょう費の3目、尺土駅前周辺、これは公有財産購入費と補償補てん、組み替えて工事請負に回しているということになってるわけやけど、なおかつこれまた繰越しをされている。それと尺土駅前、平成27年から4,893万6,000円かな、これも繰越しされている。恐らく全部執行されてると思うけども、後でまたこの繰越しについては教えてほしいわけやけど、全体から見てこれ15億円ほどになってあるわけやな。毎年同じこと言っております。国の3次補正あるいは2次補正できてある分については国の制度上仕方がない。そやけども、4月に予算組んで、少なくとも5月には内示来る。遅いものでも6月に内示来る。今まで、それでずっと来てる中で、今になって繰越しします。今までずっと言うてきた、1年間でも休んだらどうですかと。1人で2人分の仕事をしないとあかん。それで1回だけ事情が

あって尺土で一服した。それ以外ずっと繰越ししてある。国鉄・坊城も一緒や。何で毎年毎年このくらい同じことばかり言わないとあかんのか、いつそのこと繰越しをしないで、1年なら1年休む。そんな格好にでもせんと、何年これ続いてきてある。私が議員にならせてもらってからずっと言い続けている。一番少なくとも7億円ぐらい。多いときやったら葛城市の全体の予算の中で20億円ぐらい繰越ししてある。本当にこういうやり方がええのかどうか。

副市長も県から来ていただいて、財政の専門家ということなので、その辺を精査していただいて、本当にこのやり方がよいのか。あるいは1年でも思いきって休憩でもして、繰越しを整理していく。そしてまた新たに補助金を獲得してやっていくと。そうしないと、どうも国鉄にしても尺土にしても、平成31年までに完成する目標を立ててるけども、このままずっといったら、本当に完成できるのかなと思います。合併特例債については、平成31年過ぎたら、特例債飛んでしまう。一般債に変わってしまう。それこそ補助金やないけど、もったいない。財源ありながら、実際それを使われへん、こういうことになっていく。そやから、その辺をよほど気をつけて仕事してもらいたいということです。

それと、26ページ、5目の地域活性化事業、ここで1億4,000万円、事業費の内容は聞かないが、いつも聞いている財源内訳について。ここに国・県支出金ゼロ。全部起債になっている。恐らく地域活性化事業なので補助金を先にもらっているという答えが返ってくると思う。実際に何ぼ補助金が余分に入ってきてあるのか。例えばこの1億4,000万円、単純計算で40%補助金や。5億5,600万円の補助金が既に入り過ぎてあったのか。それとも、入ってきた補助金をきちっと整理した中で、こういう予算を上げてきたのか。あるいは、全部単独事業で起債で予算計上してあるのか、そこらを教えていただきたい。

**朝岡委員長** 河合建設課長。

**河合建設課長** 建設課の河合でございます。

まず、初めに尺土の関係についてご説明させていただきます。これにつきましては、当初4件の用地買収を予定しておりましたが、1件の用地買収が契約できなかったということで、用地購入費5,340万円、補償費4,870万円、これを工事費の方に振り替えまして、1億210万円ということになってございます。また後で平成29年度予算特別委員会があると思うんですけども、平成29年度の工事費の予算計上はしておりません。平成28年度の工事費の残額と補正額1億210万円を足すと、1億1,329万円、これを繰越しをさせてもらっております。平成29年度の工事費はゼロ、平成28年度繰越しで平成29年度に工事を執行するということになってございます。

続きまして、地域活性化についての補助金の財源内訳ということなんですけれども、これにつきましては、過充当ということで、補助額で4,579万円。これを40%で割り戻しますと1億1,447万5,000円、約1億1,000万円の補助対象事業というふうに読み替えられます。この1億4,000万円のうち1億1,000万円は補助、3,000万円は単費という形になってございます。

国鉄につきましては、平成28年度の繰越額は、工事費といたしまして1,835万7,000円、国鉄・坊城線道路舗装工事等、未執行ということで、1,835万7,000円を繰越しさせていただきます。

す。

以上でございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 私が言っていることは、繰越しをしないで、1年なら1年休んだらどうですか言っているのであって、例えば、尺土駅前周辺整備事業であれば、平成27年度の繰越し事業が4,893万6,770円繰越ししてある。国鉄・坊城線も1,300万繰越ししている。それに対して、どれだけ執行したのかということを行っているわけや。

せやから、要は、平成28年度は、平成27年度からの繰越額4,813万6,000円と今年の当初予算、3億1,400万、合計3億6,000万ほど執行しなければならない。

これだけ執行しなければならないのに、また1億200万を平成29年度に繰越ますと言われてるわけや。

堂々巡りみたいなものになっている。こんな繰返しをしていることに対して、考え方を変えられないのか、それを答えて欲しい。

それとこの地域活性化の事業経緯については、今、課長から聞くまで分からなかった。要は、地域活性化事業1億4,000万の補正が組まれているが、ところが、補助金はすでにもらっているの、それに見合う事業費は1億1,000万円は執行しなければならない。これについては理解できる。しかし、何で3,000万円の余計な金を市単独費で出さないとあかんのかということになる。

今、財政は金がない。担当課にしては3,000万円は、微々たる金か知らんけど、個人からみたらすごい金である。せやから、そう簡単に市単独費を予算組みしてもらっては、財政がもたないと思うから、こんな細かいこと言っています。その辺を答えてもらいたい。

**朝岡委員長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

尺土駅前事業と国鉄・坊城線事業の繰越しについての件でございます。委員ご指摘のとおり、毎年繰越し事業を繰返ししているというような状況でございます。ただ、国の補助事業ということで、取得予定の用地なり補償なりの額を基本的には確保した中で、交渉が調べばすぐ買取できる態勢を常にとっておきたいということも考えまして、予算についてはその必要額を計上させていただいております。結果として、なかなか交渉が進んでいない状況の中で、ご指摘のとおり繰越しということ繰返ししている。これについては国鉄・坊城に関しても同じような状況になっているわけでございます。補助金につきまして、やはり事業を継続して進めているという中でも、毎年要求をしていくということは、獲得のためには必要なことというふうに認識しております、その中でのできるだけの工夫ということで、今回補正をお願いしておりますとおり、工事の方に振り替えて、来年度確実に工事のできる場所で執行していくとか、そういうような執行の工夫ということについては行わせていただいている状況というふうに考えているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 河合課長。

河合建設課長 河合です。この1億1,000万円補助、3,000万円単費という考え方なんですけれども、過充当として補助金返還しないように、1億1,000万円は執行しなければならないと。ただし、これを入札とかにかけた場合は、入札差額というのがどうしても出てきますので、1億1,000万円の補助という形で予算どりのみさせていただきましたら、入札差額で80%とか87%とかいう形で1億1,000万円を割り込むので、3,000万は、1億1,000万円を執行するために単費をつけて、1億4,000万円という形にさせてもらっております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 そうしたら、その入札差金分だけ上乗せしておけばすむ話や。3,000万円も上乗せする必要がない。私が心配するのは、予算が1億4,000万円あるので、限度額一杯を執行しても問題がないという解釈に立ってもらったら困るので、やかましく言うわけや。

こんな3万7,000人の小さな自治体規模の中で、5,000万円や1億円の話をしている。国や県みたいな何兆円、何千億円の予算であれば、こんな細かい話はしなくてよいかも知れないが、葛城市の一般会計は140億円から150億円の小さな市で、3,000万円といえば大きな金です。せやから、こんな嫌われる細かいことばかり言っています。

よく考えてください。1,000万円を10年儉約したら10年で1億円儉約できます。

私は、この予算を見ていて感じることは、何も建設課のことではなく、市全体が使いすぎていると思っている。もっと儉約できる場所がもっとある。入札一つにしても、贅沢に使い過ぎている。

河合課長が言うのも正しい話であると思う。この事業は補助事業なので、こういう上乗せということになるが、例えばそれであったら、1割の1,000万円を上乗せしておいたらよいのであって、何も3,000万円も乗せる必要がないと私は思う。

それと、繰越しについては、部長に反論する訳やないけども、部長は繰越しをして予算を確保しないと土地も取得して家屋も補償できないと言われた。それでは、何の為に土地開発公社があるのか。公社を利用して、どんどん先行取得すれば済む話や。

私が以前、土地と家屋を公社で先行取得ができないのかと質問したときに、公社から買戻しするときには土地だけしかないの、補償は先行取得できませんという回答であった。ところが、今聞いたら、「そんなこと関係ありません。補償もできます。」というふうに答弁が変わってきている。

そうであれば、今言われた、尺土であろうとどこであろうと、公社で取得していけばよい。それがための土地開発公社や。

せやから、公社でどんどん土地を取得してストックしていけば、事業はいくらでも進んでいく。本予算で執行しようと思うから、事業が進まないと思えへんわけやん。

それから、補助事業については、部長は毎年申請をしなければ、採択されないような意味合い的なことを言われたと思うけど、補助事業というのは、そんなん違うやろう。必要なときには県と話をしながら、例えば、今年は一服しますと言えれば認めてもらえると思う。

尺土駅前の事業が進まないのは、理由があるから止まっている。それやったら、1年一服したらええて俺言うねん。そこらの考え方だけ、もう一度、答弁願います。

**朝岡委員長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員からのご質問については、まず1点目、土地開発公社をもっと活用すべきではないかという点につきましては、活用できる部分について、おっしゃるとおり活用していくということも必要かと思えます。ただ、尺土事業につきましては、交渉している状況が高額要求ということで、そこについては公社が入ったとしても、なかなか取得にはつながらないのかなと思うところでございます。

あと、もう1点目について、補助事業を継続して要求という点につきましては、きちんと理由を整理した上で、休止と。ただ、休止ということを明言してしまいますと、なかなか次の再立ち上げにつきましても困難なところもあろうかと思えます。その辺については、その事業のどういう進め方、補助事業に対しての進め方というところをもう少し勉強する必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 岡本委員言いつ放しですよ。

**岡本委員** 言いつ放しですので答えてもらえませんが、やっぱり事業の全体、偉そうに言うんやないけども、考え方を変えてほしいということは、1つお願いしたい。もっと公社をどんどん使っていて、買収していくのもそうやし、補助事業、市町村は継続事業やと思っけていても、その補助事業によって、国では単年度補助や。計画としては5カ年、6カ年の計画があるけども、ただ、5カ年のうちで1年間休むだけのことであって、例えばそれが5年目に入ったら、次の補助金がつくのかつかないのか、それは、わからん場合もある。それは継続していったって同じことや。そやから、土谷部長が言うてるように、補助金の獲得は非常に難しい。そやけども、ついたらそれを有効に使う。こんな繰越しばかりせんと。もちろんできなければ返したらよいと思う。また新たに申請をしてもらうたらよい。そういう方針に変えてほしい。いつまでもこんな繰越しを何年たってもやってたら、職員の考え方が繰越しという安易な考えになってしまう。そやからきちっとやってもらいたいということをお願いしときます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。もう時間もかなり経過いたしておりますので。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案の関係部分について採決をいたします。

本案の本委員会につきましては関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第14号の関係部分につきましては原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、所管事項の調査案件に入りたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時36分

再 開 午後2時50分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、本委員会の所管事項の調査案件について、会議を再開したいと思います。

先ほど来、議論がございましたが、初めに地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてを議題といたします。

それでは、改めて本件につきまして、その事業の経過について理事者から報告を求めたいと思います。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの補正予算案の質疑の内容と重複するところではございますが、この道の駅の事業についてのご説明をさせていただきます。

先ほどお配りさせていただきました平面図についてでございますが、地域振興棟に近い方から法面保護、広場、駐車場としても活用可能な多目的広場、これらをつなぐ階段ですとか通路、こういったものの整備、あわせて外周道路とその外周道路沿いに照明を設置するということと、法面等散水管理用の水道の整備、こういった整備などを、補正させていただきました1億4,000万円の中で実施していきたいというふうに考えているところでございます。現在、設計の精査とそれに基づく積算の作業などを行っておりまして、早期に発注が行えるように準備を進めているというところでございます。

簡単ではありますが、以上で報告を終わらせていただきます。

以上です。

**朝岡委員長** ほかはございませんな、特に。ただいま報告を願いましたこれらのことを踏まえて、何かご質問等ございませんでしょうか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 知識として教えていただきたい、この資料で色を塗っていただいている多目的広場など。見る限りは斜面というか、上がっていくわけですけど、高低差。全体は多目的広場と考えたとしたら、駐車場としても使われるのやろうけども、高低差というのはどれぐらいあるものなんですか。

**朝岡委員長** 土谷部長。

**土谷都市整備部長** 1点確認させていただきたい。その高低差と言われたのが、この濃いグリーンのところから敷地の一番端までという認識でよろしいですか。

**朝岡委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 説明の中で外周道路、また階段とか出てくるわけですね。市長も悩んだ末にこうするわけで、いきにかすのにはどんなものがよいのかという中で、高低差はこの間だけで、今できている分じゃなくて、色を塗ってもらって、多目的に使おうと。ただ、多目的というたら、では何に使うねんと、こうなるわけやけども、その中で階段がどれぐらいあって高低差がどれぐらいあるのか。また、その高低差があることによって使える多目的なものもあるやろうと思うし。一般質問の中でも、この後ろの山のことを言っているのかわからないけども、いろんな使い方があるんじゃないかという答えも出ているわけやから、そこらざっくりでもいいから説明していただきたい。

**朝岡委員長** 土谷部長。

**土谷都市整備部長** まず、地域振興棟の後ろから濃い緑の法面、階段がオレンジ色で描かれております。この階段の切れる部分までのところで、大体3メートルぐらいの高低差がございまして、そこから途中に紫の道路、ここが既に整備済みの道路でございしますが、オレンジ色の階段の端からこの紫の道路までは、大体1メートルから2メートルぐらいの高低差がつきます。なだらかな傾斜の広場になろうかと思えます。そこから先へ進みまして、グレーのところ、多目的広場ということで、駐車場にも利用できる広場、ここにつきましてはほぼフラットな土地になります。そこからさらに奥に進みまして、ちょっと小さめの多目的広場、ここまでの高低差が大体3メートルぐらい。そこから一番端までで大体5メートルぐらい。これも延長ございまして、大体、勾配として10%前後。目安としては、その横に道路がございまして、その道路の勾配ぐらいの傾斜になる予定でございまして。

以上です。

**朝岡委員長** ほかにご質問等、確認事項ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今説明していただいたわけやけども、この中で、地域振興棟の西側、濃いグリーンというか、法面あるわけやけども、これはただ法面の保護するだけ。例えばこういう傾斜になってあるわけやから、建物の陰になるかもわからんけども、北側は駐車場や。西向いたときに、この施設全体から見たときに、ただ吹きつけするだけがええのか。シバザクラと言えどもまた具合悪くなるので、やっぱり法面にはそういうものを植えて、景観保全をしていく、そういう配慮をしないとあかんと違うんかと思えます。結局これ若草色というのか、塗ってあるけども、勾配はついてるけど、芝を張るわけやろう。今、多目的広場のところは土になつとるわけや。あとは公園やから、緑を残さなあかん。芝を張るわけか。吹きつけするだけか。

それと、多目的広場、これ土みと言うわけやけど、これは調整池を兼ねてるわけか、ということ、これ全部、真ん中に導水管が入つとるわけやろう。これ走ってるのは管と違うの。その辺をちょっと教えてほしい。

**朝岡委員長** 土谷部長。

**土谷都市整備部長** 黄緑色で着色してあります広場部分については、基本的には先ほど申しましたクローバーの吹きつけということで考えておりますが、現在仮設駐車場としてつけているところの広場にする部分については、先ほども申しましたが、ちょっとお弁当などを広げられる

ような広場にしたいということで、芝なども考えていきたいというふうに考えております。

それと、その前段として濃い緑で描いてある法面についての、そういう彩りのあるようなものを植えてということですが、そういった検討の余地もあるというふうに思っております。また今後、先ほど申しましたように、現在、設計の精査と積算を行っている中で、補正いただいた予算の中で対応できるようであれば、利活用に対してよりプラスになるようなことであれば、組み込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

あと、排水の点でございますが、図面の中で敷地の南側の方に赤線がずっと上から下まで行っております線につきましては、これは敷地の排水になっております。先ほど多目的広場について調整池とおっしゃられたかと思いますが、基本的には全体の敷地に対する流出の調整につきましては、一番道路沿いの駐車場の下に入れております調整池の中で容量を確保しておりますので、基本的にはこのところ、先ほど申しました点線で計画しております排水管を通して、調整池の方に導いて流量の調整を行った上で放流というような計画を今考えているところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今説明受けた中で、地域振興棟のどこ、検討する余地があるということやけど、もう設計に入って、もう設計ができてあるので1億4,000万円出してきてるわけやろう。花を植えたり、それはまだ変更する余地があるわけやな。

それと、この多目的広場、土みやと言うから、調整池かと聞いているわけやけど、何でここを土みにするのか。それと、クローバーを吹きつけるということやけど、それも平らやなしに、ここは全体的に法面で皆勾配がついている。この真ん中は法面でこれも勾配がついている。そんな中で、なぜここだけを土みにしないとあかんのか。ということは、勾配がついたら砂が流れる。何であえてここを土みにしないとあかんのか。ここは言うたら都市再生であっても公園事業の形と一緒にやろう。そうであれば、こんな山間のところで勾配のついととこを、なぜあえて土みにしないとあかんねん。今はええやん、雨降ったときに、ぼろぼろぼろ下へ落ちていく。そら全体の3万3,000平方メートル計算して調整池をつくったということも聞いている。ほんなら、何でここを土みにしないとあかんのか教えてほしいというのと、この管、これ説明なかったけど、暗渠排水か何かと聞いてたら、説明してくれへんかったからあれやけど、この真ん中の水路というのかな、管というのか、それは埋めてしもうてあるんやろう。ということは暗渠排水になってあるということやろう。その暗渠排水を設けるのなら、ここ吹きつけになるのか芝張るのか知らんけども、降った水、下へ流れんように、この暗渠でとるという工法を考えてはるわけやろう。そうでもないの。

**朝岡委員長** 土谷部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの岡本委員のご質問についてですが、黄緑色で着色してあるところについては勾配がつきます。下線で黄緑色のところ、上から地域振興棟に向いて線を描いている部分については暗渠排水になります。この排水につきましては、階段ですとか通路、そういったところの水を導水管で導きまして、最終的に下の方に導くということを考えております。

その横引きの管の途中でも当然、会所等設けておりますので、斜面の表面水につきましてはそこでも受けて、下流に流していくというような計画になっておりますが、上からずっと下に向けて流れていったところで、1つ目の、先ほど土みの多目的広場と申しました部分の外周に当然、排水路、側溝を設けまして、そこで水を受けて徐々に下に流すということになっております。多目的広場がなぜ土みなのかという点につきましては、臨時駐車場とかそういったような使用方法も考えております。そういったところもございまして、芝を張ってしまうと、そういったものが傷むとか、管理的な問題も出てきますので、現在は土の状態で検討しているところでございます。

**朝岡委員長** 岡本委員。

**岡本委員** まず、1つずつ。この真ん中を通っとる太い線、これは暗渠。

**土谷都市整備部長** それは通路です。

**岡本委員** この点線。

**土谷都市整備部長** それが暗渠です。

**岡本委員** ほな、降った水は、全部ここで一方的にとるとのこと。

**土谷都市整備部長** 表面で流れてくるのが出てくるとは思いますが。

**岡本委員** これ、暗渠でいくねやろう。

**土谷都市整備部長** はい。

**岡本委員** どんな暗渠か知らんけど、一方的なとこで本当に水がとれるのか。この場所は全部、盛土で仕上げているので、土どめということは土が動くということになるわけやろう。それで、ここへ暗渠を入れるのなら、もっと細こうに暗渠を入れとかんと。山をさわるときは、そこだけではなく暗渠は入れておかないとあかん。これ山と違うからええけども、こんな3メートルも盛ったとこでこういう広場つくるのであったら、もっと下へ暗渠を入れやんと滑ると思います。これ自分の思うてる意見言うてるだけやから。設計上はこれでいけるんかしらんけど、暗渠で排水をしっかりせんと恐らく近い将来、滑ると思う。真ん中のこれは導水管やと思うとったからあれやったけど、ここでそんな散策路を入れるのはええけどな。

それと、ここで土み土みと言うてはるけども、ここへ駐車場で車とめたら、これ皆、周囲の道に出てくるわけやろう。ほんなら、雨とか降ったとき、ぬかるみになって、こんなんここ泥まみれになる。ここを臨時駐車場にするのであれば、いっそのこと、舗装するとか、何らかの形をしないと、何ぼでも土持ち出すようになるのと違うんかと思う。余り言うたら、偉そうに言うなと言われるけど、私は後の管理のことを考えたら、これから何年も維持管理していかなあかんとなったら、できるだけ維持管理のかからんような方法を初めにしておかないとあかんと思う。もう回答もらえないので、要望しかならへんやろうけど、私はそう思いますわ。

**朝岡委員長** 今の意見を参考にして、今後、整備については検討いただきたいということでございます。

ほかに質問もしくは確認事項、この件についてございませんか。

**増田委員。**

**増田委員** 緑、黄緑が法面と。3カ所あって、上から下まで約10メートル、こういうふうなイメージかなと思うんです。そのさらに上の吸収源で整備している山ですが結構きつい傾斜があって、下から見上げたら怖いなというイメージです。いろいろと今、排水管があって、恐らくそこからの水も相当量あると思います。それはこの暗渠のところに接続されるのかな。それとは別にはねる水路をつくるのか、これ1点。

それから、法面と平面と3色に分けていただいています。法面の利用方法としては、クローバーの吹きつけ、もしくは先ほど若干説明ありました、サツキみたいなものということをご提案ありましたけど、平面については駐車場ということぐらいしか、まだ具体的にイメージといいますかプランというのは聞いていないんですけども、恐らく平面には平面の使い方のプランというのはもっと複数あると。今のプランの中に入っている平面の使い方、法面の使い方は、しゃべれる範囲内でお聞かせ願えますでしょうか。

**朝岡委員長** 土谷部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。ただいまの増田委員からのご質問についてですが、吸収源の法面部分につきましては別系統で排水しておりますので、この道の駅の先ほどご説明しましたところには入ってこない形になっております。

それと、斜面と平場の部分の使い方ということでございますが、地域振興棟に一番近い、現在仮設駐車場として使っている部分の大きな広場につきましては、道の駅に来られた方ですとか、市民の皆様がお弁当などを広げてピクニックなどできるような広場にしたいということを考えております。

それ以外の法面につきましては、現在、クローバーの吹きつけという中で、先ほども1つの案としてお示ししましたように、ツツジなど彩りのある低木などを植えることによって、そういったものが目を引くことによって、ここを訪れていただく方を更にふやしていけるといような効果があるのではないかとこのように考えているところでございます。

臨時駐車場としての利用を考えている広場につきましては、臨時駐車場として使うほかに、野外イベントなどを開催するスペースとして活用ができるのではないかとこのように考えているところでございます。できるだけいろんな使い方ができるように、何か物を備えつけてしまうというようなことはできるだけしない方がいいのかなというところで、そうした案を考えているところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** 市長もいろいろと、市長は市長なりのこんな使い方がいいかなという考えをお持ちかと思えます。前回の一般質問のときに聞かせていただいた折には、補助金の目的以外の利用はいろいろと問題がある、営利を目的とした事業はできないというふうな制限も受けておられるというふうに聞いているので、今おっしゃっているような程度かなというふうに思うんですけども、面積からいうと、この道の駅の建物の部分の面積以上のスペース、これがいかに目を引くかというか、気を引くかというか、住民の方も含めて、あそこに行ってみたいなという基地になるように、そういうレイアウトをしていただけたらなと思うんです。過去には防

災というようなことも若干表現されていましたが、そういうことが平面のところではヘリポート等のものが併用してできればいいんでしょうけども、その辺のところも再度お聞きしたいなど。

それから、法面のところのクローバーの吹きつけというふうなことも、確かに維持管理上、非常に楽といえば楽。先ほどあったシバザクラがいいのかどうか。私のイメージとしては、できたら地場の花の自生地みたいなスペース。例えて言うと、ヒガンバナとかスイセンとか、一回植えると、勝手にそこでふえて、毎年その時期になると真っ黄色のスイセンが一面に咲くと、ニホンスイセンとかこういう斜面の公園の中にはそういうものがよく取り入れられています。そういう季節感のあるようなものを、サツキもいいんですけども、そういう自生するようなお花の植栽とかというのも1つの方法なのかなというふうな気がしますので、そういうことも含めて、再度お尋ねします。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** ご意見いろいろいただきまして、ありがとうございます。一番悩んだところではあるといえますのは、土地の購入がもう終わっているということが一番でございまして、事業として、その土地の購入が終わっている継続事業であるという認識のもとでの決断でございまして、新たに税金を投入するという意味ではちょっと違う部分があるということで、この整備事業に取りかからせていただきたいと思います。と思っています。

この事業をやるに当たりまして、まず原課の方に申しあげましたのが、できるだけシンプルな形にしてくれと。いろんな利用の仕方が将来的に起こるかもしれない。それに対応する必要があるから、できるだけシンプルなもの。それと、この部分の維持管理につきましては、当然のことながら道の駅の方が負担していただくというふうに認識しておりますので、その辺の話も含めて、できるだけシンプルで経費のかからないやり方を模索するよという話の中で、クローバーでまず一回やりましょうかという計画の中で、今言っている低木の植栽等も勘案する可能性は非常に大きいというふうに理解しております。

ご意見いろいろいただいておりますので、まずその辺を参考にさせていただきます。一番下の深緑の部分は実は今でもちょっと水が流れて、その斜面が崩れるような状態になっておりますので、それは植栽ではなくて、何かの処理になるのかなと思うたりもしますけども、全体を通じて、市民の皆さんが、もしくは観光客として来られる皆さんが有意義な形で、プラスになるエリアとして活用できるようにという思いでおります。

年度がかわりましたら、この3月議会が終わりましたら、早速その辺の計画を再度、ご意見いただいた提案も参考にさせていただきます。計画を組み上げていきたいと思っています。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** 私もそう思います。維持管理のできるだけかからない、先ほどかん水施設もつくとおっしゃっているようにお聞きしましたけども、そういう手間もかからないような自然で美しいものというふうなことが、私は理想かなというふうに思います。そういう自生地みたいななど

ころも1つの方法かなと思います。

あと、もう一つ、先ほど聞いたらよかったですけど、山麓線で當麻から御所方面に向かって走ると、竹内から見た南の景観、真正面に見えるのが、実は吸収源の斜面なんですよ。あそこが私、何かできないのかなと思っています。香芝市の市役所の南側に「かしば」と平仮名でサツキで植えてます。ああいう植栽をして、真正面に見える景色も、私はここの道の駅の1つのPR部分といいますか、看板部分かなと思うので、ただ何となしに斜面を、ああいう配管でレイアウトするのやなしに、あの斜面を使った何か1つのインパクトのある景観というのを一工夫していただけるようなことを一考いただきたいなというふうをお願いしておきます。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** おっしゃるとおりでございます、あその西の南側に見える斜面の維持管理で約900万円弱、年間にかかる予定になっております。決してそれをマイナスという考え方ではなく、経費のかからない中で、何がいいのか、今検討している最中ではございますが、1つの案としてはツツジを一面に植えることによって、観光客を呼べるような景観になったらという案もございます。また、案の1つの中には、あれをある一定の小さなフェンスで囲って、ヤギと牛を放牧すれば、草刈りも要らないのではないかなという意見もありますし、もうしばらく最終的な結論は待ちたいと思いますけども、維持管理費のできるだけかからない中で、なおかつ効率といいますか、管理費を市が毎年出していくのが低くて、それで喜んでもらえる、逆にプラスになるような事業を、あの斜面部分については考えていきたいなと思っております。今、原課でも幾つかの案で練っていただいております。委員おっしゃるように、そういう方向で進めていきたいと思っております。

それともう一つ、委員のご質問の中で、防災拠点の話がありました。申しわけないんですけど、多分、防災拠点にはならないと思います。と申しますのは、このエリアは実は活断層の走っているエリアでございます。南海トラフというんじゃなくて、活断層が割れたときには非常に被害を受けるエリアだと認識しておりますので、なかなかそういう場所にはなりにくいのかなという思いでおります。

以上でございます。

**朝岡委員長** ほかに、この事業の関連について何か質問等ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 以前から土谷部長にもお願いをしているわけやけど、例の開発公社から一般会計に買い戻すお金。なかなか部長の方からは数字が出てこなかった。開発公社の方で聞かせていただきました。当初、2億8,862万4,330円、これで購入した土地が、最終的には一般会計で買い戻しているのが2億9,491万3,697円。この中には事務費、金利628万9,367円、これは含んでいるわけやな。それで、この買い戻しをかけているのが、平成26年に購入して、同じ年に売却している代替地分4,077万7,000円、これは確かに決算も出てきます。それから平成27年の決算の中で補償分として1億114万9,907円、これも出てくる。あと残りの1億5,200万円か、この分が出てけえへん。これどうなっとなねんということで調べたら、契約が平成28年3月

31日、公社との買い戻しをしている。お金の入金5月31日、こういう処理をしてあるということがわかった。

まずは、1点目としては、公社で先行取得しとるということは百も承知のはずや。それになぜこんな際になって、年度末もええとこ、3月31日に契約して出納閉鎖5月31日に入金してある。法的には間違いではないやろう。そやけど、こういうやり方で買い戻しをしてある。ところが、一般会計、わし頭悪いので、建設課からもらった工事、用地、補償、何遍もこの金額を足し込んでいってるわけや、平成27年度分、それから繰越分。きのうも平成27年度の決算見てきた。しかしどうも金額が合わん。なぜ合わんのかということをしきりに言うとのわけや。

もっと言うたら、土地は大体わかりました。この公社で買い戻したということがわかったからな。ところがや、この補償補てん、我々資料をいただいたのは、平成27年と平成26年分やな、繰越し入れて1億8,097万328円と、こうなるわけや。我々もうてる資料、決算が何ぼになっているかということ1億6,049万5,000円しか決算で使っていない。当初予算、繰越し入れても、1億6,500万円。このからくりがわしわからん。最終的に2,000万円余りの。開発公社に教えてもうたから、大体ここまで理解できた。一般会計と何で合わない。もっとおたくらみたいな頭のええ者が頭の悪い者にわかるように説明してほしいと何遍も言うとのわけや。何でその説明ができないのか。ということは、今現在は、すでに執行してあるわけやろう。どこかにからくりがあると思うてるわけや。決算書と実際執行した金と合わへんということはおかしい。だから、わしが間違っているのなら、ここ間違ってますよと、こういうことになりますということ言うてくれたらええわけや。もう時間ないから、今ここで議論するつもりはない。今、私は数字を示しましたので、開発公社に今言うた土地の取得者は2億8,800万円、金利等の経費を入れたら買い戻す金額は、2億9,490万円になりますと。代替地は、いつ売りました。あとの残りは、今言うように3月31日に契約して5月31日に金払いました。いつの予算で買い戻しましたと、こういう資料を出してもらいたい。私ら議員は、予算と決算しかわからへんわけや。単純なことしかわからへん。そやから、それをきちっと理解できるように、書類でいただきたい。委員長、よろしく願いしときます。

**朝岡委員長** ほかに質問や確認事項ございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようであれば、本件についてはこの程度にとどめておきたいと思います。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項を議題といたします。

本件につきましても、事業の進捗状況、先ほどもちょっと答弁でもありましたけども、改めて報告を願いたいと思います。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。

尺土駅前周辺整備事業の現在の状況についてご説明申し上げます。

現在、工事区間の一番東端、もともと病院があったところでございますが、取り壊しが完了しまして、もう1件残っております部分についても準備を進めていただいております、

来年度には駅前から東側の道路部分については工事を進められる状況になるというふうに考えているところがございます。広場部分及び西側部分の残る3地権者に対しましては、引き続き交渉を進めて、用地の取得ができるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** ただいま報告を願いましたこの件について何かご質問、確認事項ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今聞いていたら、駅から東側が一応できたということになるねんけど、前々から言うてるように葛下川の西側、あの橋かからんと、何ぼええ道つくったって通られへんわけやな。そこで、何がネックでとまっているのかということをよく分析してもらいたい。私思うのに、名前言われへんけど、今、空き地になってる土地の持ち主と、今、駅前広場になろうとしている東側に建物建ってある。これ同一所有者や。毎日担当の者が行ってるらしいけども、何がネックになっているのか。例えば、この建物をこぼつのがいらんと、協力でけへんねんと、例えばやで。こっちは協力できるねんけど、これはできへんねんということにもしなっているとしたら、早く完成せなあかんから、例えば駅前広場を計画よりちょっと縮める。例えば3メートルになるのか4メートルか知らんけども、3メートル、4メートルの土地を買収したいがために、1億円近くかかる金を使わなあかんわけやろ。それやったら、たとえちょっとなと縮めてな。わし間違うたことを言ってるかわからへんで。ちょっとでも計画を縮めて。ここは協力してもらわなくても結構ですと言わんと、そうやなしにこうしますと。こっちは早いこと分けてほしいねんと。ほんだら橋の工事もできるやん。前の区長やないけどやな、できまんねんと言うといてやで、2カ月したらできまへんねんと回答あった。わしの言うてるのが間違うてあんなやったら別やで。例えばわしの言うたことになってあるとしたら、そういうふうな方法でも考えていかないと、何ぼしたかて。駅から東できましてん、これは結構なことやんか。ところが、西もやっつかんと、何もできへん。そこらを、偉そうに言うのと違うけど、よく考えた中でやっつかんと、何年かかってんねんということやん。

近鉄新庄駅、忍海駅、JR新庄駅、できてあるやん。こんな10年もかけてしたんか。5年もあったら十分やがな。もったきちっと何が原因やねん、何が用地交渉で行き詰まってんねんということを、きちっと中で分析をして、これは何ぼ言ってもあかんと思うたら、変更する、そのぐらいの姿勢で、なぎなたぼんと振るうてでもいかんと、こんないつまでたつたてできへん。

国鉄・坊城も同じことや。もう大胆に思いきったことをしてやっつかんと、さっきから言うてる平成31年、もうあと何年あると思うねん。10年かかってできなかったことが、3年そこらでできることないがな。そこもきちっと検討していかんとできへん。わし偉そうにばかり言うてるのやなしに、真剣に考えたら、何が原因かを究明してやっついていく、そういう姿勢に変わってほしい。それは1つお願いしときますわ。

**朝岡委員長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの岡本委員からのご指摘についてですが、おっしゃるとおりでして、用

地の交渉において何が課題になっているかというところ、例えば委員おっしゃられたように、その建物を壊したくないですか、例えば単価の折り合いがつかないですか、そういったさまざまな要因があるというふうに考えております。なかなか交渉の折り合いがつかない中で、最終的に事業を完了させるためには、やはり何かを見直した中で進む方策を考える必要があるということもあまして、そういったものも今後は検討していかなければいけないのではないかというふうに認識しているところでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 土谷部長は余り言いきるといけないということで、かなり抑えて答弁されました。この事業は平成31年3月末までに完結しないといけないものですから、その解決の方法を、まずどういう解決の仕方をするのかということを決めないといけない時期が、多分平成29年の中ごろには来るんやろうとっております。全体の事業そのものも、手法そのものも決断を下す時期がもう目の前に来ている。その時期にある一定の決断を下さないと、合併特例債事業として完結しないということなので。ですから、岡本委員おっしゃった意見も頭の中に入れながら取り組んでまいりたいと思います。必ず、尺土駅前の事業は完結したいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

**朝岡委員長** ほかに確認、質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでしたら、本件はこの程度にとどめておきたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は理事者から報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様方から何か行財政改革に関する確認事項等がございましたら、この際お受けいたしたいと思いますが、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、本件につきましても、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

それでは、最後に公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、その進捗状況等、説明をお願いいたしたいと思います。

資料があるそうでございますので、資料を配らせていただきます。

(資料配付)

**朝岡委員長** それでは、公共バスの運行について説明をしていただきたいと思います。

米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

公共バスについてでございます。昨年2月15日より運行いたしております公共バスにつきまして、現在の乗車の状況の報告と、バスの利用促進を図るために、個々人のマイ時刻表、サービスメニューの協力等の施策を現在積極的に展開しておりますところでございます。その詳細な状況につきまして、企画政策課長がご説明、ご報告を申し上げます。

朝岡委員長 岩永企画政策課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。それでは、私の方からコミュニティバスについてのご報告を申し上げます。

最初に、再編いたしました平成28年2月15日から平成29年1月末までの状況についてご報告を申し上げます。

まず、平成28年2月15日から平成29年1月31日までの344日間の利用状況でございますが、1日当たり利用者は、環状線ルートで92.9人、ミニバスルートが47.2人、合計で140.1人でございます。冬場の気温が低いときで外出を控えられたのか、利用者が若干減少しているところでございます。私も気になりまして、他の市の方に確認しましたところ、やはりこの冬場というのはどこともコミュニティバスの乗車の人数が減るといふように確認はしております。

次に、曜日別の利用状況でございますが、火曜日から金曜日が157.9人。環状線で102.7人、ミニバスで55.2人。土曜から月曜日、ゆうあい、それから大和高田市立病院、いきいきセンターが休みのときになります。土曜日から月曜日が116.6人。環状線79.9人、ミニバスが36.7人ございました。

次に、利用者や市民の方々の意見やご要望でございますが、お出かけの際に持っている時刻表が欲しい、バスの乗車方法がわからないので教えてほしい、バス周辺にどんなものがあるのかわからない、家の近くにバス停があるのか教えてほしい等ございました。これらのご意見、ご要望にできる限りお応えするために、見やすく持ち運びも可能な個人専用のマイ時刻表の発行を開始いたしました。お手元に見本が配付されておると思います。そちらの方は手持ちの小さいサイズでございますが、A4判とか大きいのが見やすいということであれば、大きいものも配布しておるところでございます。こちらが11月から作成いたしまして、47件、希望がございまして、作成しております。乗車方法やバス停の位置、バス停付近の医療機関やスーパーまた公園等を紹介しました「葛城市コミュニティバスご利用案内」、冊子の方でございます。こちらの方は、2月の広報紙と同時に全戸配布をいたしました。こちらの方にしましては、これを見てもちょっとわかりにくいという方もおられましたが、路線図と時刻表に記号を振っているということで、非常に見やすいというお声も聞いておるところでございます。

また、再編してから1周年を迎えまして、それを記念した企画として、バス停周辺の飲食店や衣料品店等、店舗の協力による、コミュニティバスを使って来店された方に対するサービスの実施事業を始めました。こちらの方は、乗ってお金を払いますと、運賃支払済証をもらっていただくんですけども、それを提示していただくことによって、店舗で割引やおまけとなるサービスが受けられるもので、市役所側はサービス内容と店舗の所在、バス停からの位置を広報紙やホームページに掲載いたします。協力店舗は、それで広告ができ、新規客の開拓にもつながります。一方、市役所ではバスの利用促進につながる、お互いにメリットのある仕組みとなっております。現在、6店舗の協力の申し出があり、今後も協力店舗を随時ふやしていきたいと考えているところでございます。なお、申し出されている6店舗につ

きましては、今度4月の広報で掲載できるように、現在、サービス内容やサービスの期間について調整をしておるところでございます。

次に、先ほども利用人数が少なかった土曜日、日曜日、月曜日の利用促進でございますが、現在、バスを使った観光コースを作成しようと検討中でございます。それには、さきの協力店舗を織りまぜることも考えていく予定でございます。また、観光関係の雑誌の作成の際に、最寄りバス停やバス網について、できる限り掲載していただくよう担当部署に要望もしておるところでございます。

最後に、道の駅かつらぎバス停の利用状況でございますが、環状線ルートで1日当たり2.2人、ミニバスルートで0.8人、合計で3人となっております。

以上で、平成29年1月末までのコミュニティバスに係る報告を終わります。

**朝岡委員長** それでは、この件につきまして何か質問、確認事項等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、この件につきましても、本件はこの程度にとどめておきたいと思います。

最後に、お諮りいたします。

先ほど来からありました地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項についてと、今ございました公共バスの運行については、事業のさまざまな進捗に伴い、今後の委員会にも審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、4つの調査事項については、議長に対しそれぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申し出がありましたら、許可をいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

早朝から予定しておりました時間よりオーバーいたしまして、さまざまなご議論のもと、この委員会を閉会させていただくわけでございますが、今回提案いただきましたそれぞれの議案、国の法改正等による条例改正であるとか、また、一般会計の補正予算であるとか、年度末ということでございまして、今後も新年度に対し多く影響する議案内容が多く盛り込まれた審査であったと、このように思います。

年度末ということで、先ほど来、一般会計の補正でも少し議論がございましたように、定年退職や、また人事異動等で新たな職場に臨まれる行政職員の方が多い、こういう時期を迎えるわけございまして、今後、引き続き継続した事業、市民サービスが停滞しないよう、情報の共有をしっかりといただきまして、今後とも葛城市のためにご努力をいただきたい。

また、議員の皆様方は、今後この議論を活用して、議会活動に励んでいただきたいと、このように申し述べまして、委員長としての閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

以上でございます。

閉 会 午後3時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎